

調査報告書

羽島市緊急雇用創出事業委託に関する第三者調査委員会

本委員会は、羽島市が、平成21年度から平成23年度にかけて、公益社団法人羽島市シルバー人材センター（当時は社団法人）に対し委託した、緊急雇用創出事業（計20事業）に関し、不適切、あるいは不当な経理処理がなされていないか、中立・公正な立場から調査・検証を行った。

本報告書は、その調査・検証結果をまとめ、不適切・不当な経理処理がなされた原因を明らかにするとともに、再発防止に向けた提言を行うものである。

なお、本報告書では、下記のとおり略語を使用している。

県；岐阜県

市；羽島市

センター；公益社団法人羽島市シルバー人材センター

会員；センターに登録している会員

本委員会；羽島市緊急雇用創出事業委託に関する第三者調査委員会

本事業；羽島市がセンターに対し委託した緊急雇用創出事業（20事業）

～ 目 次 ～

第1部 総論

第1	委員会発足経緯	… 4
第2	本委員会調査対象	… 6
第3	緊急雇用創出事業	… 7
第4	本委員会調査資料	… 11
第5	各調査資料の検討結果	… 16
第6	各調査資料の検討結果から判明した本件の問題	… 20
第7	本件で判明した問題点が生じた原因	… 24

第2部 各論

第1	平成21年度 小中学校遊具及び体育施設点検・補修業務委託	… 28
第2	平成21年度 小中学校樹木剪定業務委託	… 29
第3	平成21年度 地上式消火栓点検・補修業務委託	… 32

第 4	平成 21 年度	公園維持管理	… 3 3
第 5	平成 22 年度	公園維持管理	… 3 7
第 6	平成 23 年度	公園維持管理	… 3 9
第 7	平成 21 年度	道水路維持管理事業	… 4 1
第 8	平成 22 年度	道水路維持管理事業	… 4 3
第 9	平成 23 年度	道水路維持管理事業	… 4 3
第 10	平成 21 年度	逆川清掃	… 4 4
第 11	平成 22 年度	逆川清掃	… 4 7
第 12	平成 23 年度	逆川清掃	… 4 9
第 13	平成 21 年度	土地改良施設維持管理（水門の点検・塗装）事業	… 5 1
第 14	平成 22 年度	土地改良施設維持管理（水門の点検・塗装）事業	… 5 2
第 15	平成 23 年度	土地改良施設維持管理（水門の点検・塗装）事業	… 5 4
第 16	平成 21 年度	上面維持管理	… 5 5
第 17	平成 22 年度	上面維持管理	… 5 7
第 18	平成 23 年度	上面維持管理	… 5 8
第 19	平成 22 年度	ジャンボタニシの駆除	… 6 0
第 20	平成 23 年度	ジャンボタニシの駆除	… 6 1

第3部 まとめ

第 1	再発防止に向けての取組の必要性	… 6 4
第 2	市に対する提言	… 6 4
第 3	センターに対する提言	… 6 7

別紙①

別紙②

別紙③

第1部 総 論

第1 委員会発足経緯

本委員会が設置されるに至った経緯は以下のとおりである。

1 端緒

センターでは、平成24年6月22日に開催された平成24年度第5回理事会において、前理事長及び前副理事長の辞任が承諾され、現理事長及び現副理事長が代表理事に選任された。

この新執行部において、センターにおける会員の就業内容、配分金支払の調査等を行ったところ、当時事務局長が、センターとして受託した業務を、会員ではなく自らが、しかも事務局長としての勤務時間中に行い配分金を受領していたこと、またセンターの事務職員の残業手当が、事務局員の家族に対する配分金として支払われていた（事務局員の家族の稼働実態はない）といった問題が発覚した。

そして、この調査の中、ある会員から、「逆川の作業に対して、前払いを受けた者が、その後作業をしないで退会している。不公平ではないか。もらい得ではないか。」との指摘があった。ここにある「逆川の作業」とは、本事業に含まれる逆川清掃事業のことをしている。

センターでは、遅くとも平成24年7月頃には、本事業における経理上の処理について問題点があることを認識し、新理事長の主導のもと、事実調査を開始したようである。

2 センター作成の平成25年1月31日付事実調査報告

(1) センターは平成24年9月から12月にかけて内部調査を行ったとのことである。しかし、センターは、市に対し、上記問題が発覚したことを直ちには報告していない。市の担当課が情報を得て事情聴取し、白木義春前市長に対し報告をしたのが、平成24年12月13日のことである。

(2) その後、松井聰現市長が就任し、本件については、緊急雇用創出事業として、補助金が使用されていることから、公正性を確保するためにも、重大な問題として対処し、市に対し、詳細な経緯を報告するよう指示がなされた。

その結果、センターから、平成25年1月31日付「羽島市シルバーパートナーズ職員の不適切事務処理の報告について」と題する報告書が提出された。

同報告書の内容については要約すると、下記のとおりである。

- ① 本事業中、逆川清掃事業に関して、総額142万4000円が「仮払い」として処理されていた。
 - ② 当時事務局長の勤務期間中の仕事並びに配分金の不正受領が発覚
 - ③ 事務局職員2名の残業代が不正に処理され、配分金より支給されていた。
- (3) なお、「仮払い」とは、後に詳述するが、本事業において多々見受けられた不当な会計処理方法の一つである。すなわち、センターが、本事業のうちのある事業において、当初の見積金額に基づく契約金額よりも少額にて業務を完成させた場合、本事業では、契約金額（見積金額）ではなく、実際にかかった金額分（人件費、経費、事務処理費等）に精算して市に請求しなければならないのであるが、センターは当初の契約金額のまま市に対して請求を行い、実際にかかった金額との差額については、会員に配分してしまう（この配分金をセンターでは「仮払金」とよんでいた）のである。そして、その後、当該会員が別の事業に従事する際、この「仮払金」相当の労働については、賃金等の配分をせずに経理処理するというものである。上記会員が「前払い」と述べたのはこの意味のことであり、「仮払金」として賃金の前払いを受けた会員が、後に労働の提供をせずにセンターを退会した場合、その会員は不当な利益を得ている（「もらい得」）ことになる。

3 市の対応

市としては、②③については、センター内部における問題であると考えたが、①については、仮払いがなされたのは逆川清掃事業に止まらない可能性があるとして、センターに対し、平成25年2月15日、19日、21日ヒアリング調査を行い、本事業全体について徹底した調査を行うように指示し、あわせて、県に対し、同月28日、上記の経過報告を行った。

4 センターによる再事実調査報告

センターは、本事業全体について、会員に対し直接ヒアリング調査を行うなどの再調査を行った。調査の結果は、センターから市に対し、平成25年4月18日付「岐阜県市町村緊急雇用創出事業臨時特例基金事業（緊急雇用事業）に係る報告について」と題する報告書として提出されたとおりである。

再調査によれば、本事業について、合計477万8550円につき仮払い等の

不適切な経理処理がなされていた、とのことであった。

5 第三者調査委員会設置

これに対し、市は、センターによる再調査が適切であるかどうかを検証することとしたが、センターによる上記平成25年4月18日付報告書には、市の職員もセンターの不適切な経理処理（「仮払い」）を認識していたという趣旨の内容が含まれていたため、市としては、内部調査ではなく、公正・中立な第三者的立場からの調査が必要と判断した。

また、上記平成25年4月18日付報告書が提出された際、センターは本事業に関する資料を提出するとともに、これ以上本事業に関する資料はないと言っていた。しかるに、その後、平成25年6月3日及び6日に、センターから、新たな資料（ジャンボタニシ駆除日誌）が提出されるなど、センターの再調査についてもその信用性に疑義が生じた（なお、新たな資料が発見されたことに鑑み、市は同月7日から14日までの間の数日間、センターに対し、本事業に関する資料の収集を目的とした立ち入り調査を行ったが、その他に新たな資料の発見には至らなかった）。

そこで、平成25年7月1日、本委員会が設置されるに至った。

第2 本委員会調査対象

1 本委員会は、松井聰市長から、以下の事項について、市として透明性の確保や市民に対する説明責任を果たすべく、客観的かつ公正な立場から調査及び検証を行うよう委託を受けた。

- ① 本事業の実施内容や経理内容その他センターが行った事業に関する調査及び検証
- ② 本事業の委託に係る府内に関する調査及び検証
- ③ 市に対する本事業に係る問題の対処のあり方、再発防止に関する提言、報告のまとめ等の作成

（「羽島市緊急雇用創出事業委託に関する第三者調査委員会設置要綱」）

2 本委員会では、上記の調査及び検証を行い、本事業が適切に実施されたのか、実施する過程での経理上の処理が適切であったのか、契約主体者たる、センター及び市に問題がなかったか、その判断を行う。そして、本事業は緊急雇用創出事

業として県からの補助金が財源となっていることから、本事業に補助金が使用されることが相当か、不相当な点があるとすればどの範囲で県に返還すべきか、という点も含め検証することとした。

第3 緊急雇用創出事業

本事業は緊急雇用創出事業として行われた。その概要は以下のとおりである。

1 緊急雇用創出事業実施要領（厚生労働省）

緊急雇用創出事業には実施要領が定められている。以下、本件との関連で重要なと思われる点を抜粋（本要領は、随時改正がなされているので、ここでは平成21年度のものを引用した）したが、この実施要領から理解できることは、本事業が雇用促進、特に「新規雇用」の創出を目的としており、この目的達成のために基金が設けられている。

「第1 趣旨」

現下の雇用失業情勢にかんがみ、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を都道府県に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業を実施し、これらの者の生活の安定を図ることとする。

「第2 事業主体」

基金事業の主体は、都道府県とする。

「第3 基金事業の内容」

基金事業は、交付金により都道府県において造成された基金を活用して都道府県が行う次の事業とする。

…

(3) 委託事業…を行う市町村に対して補助金を交付する事業

「第5 委託事業」

1 委託事業

(1) 基金事業の対象となる委託事業

① …都道府県が企画した新たな事業であること…

② 建設・土木事業でないこと。

③ 雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。

④ 地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業であること。

(2) 新規雇用する労働者

① 労働者の募集

新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、安定所への求人申込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものであること。

② 労働者の雇用・就業期間

ア 介護分野以外の事業

新規雇用する労働者の雇用・就業期間は6か月以内とし、1回に限り更新を可能とするこ

と。

...

③ 失業者であることの確認

労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うものであること。

なお、確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によることとする。

2 事業委託の対象者

事業委託の対象者は…シルバー人材センター…等であって委託事業を適確（原文ママ）に遂行するに足りる能力を有するものとする。

...

3 委託契約等

...

なお、委託契約等には、当該都道府県において規定する事項のほか、次の事項を含めなければならないものとする。

(1) 委託事業の予定期間及び終了予定期日

(2) 予定される事業費及び人件費

(3) 事業に従事する予定の全労働者数及びそのうち新規雇用する予定の失業者の数

(4) 事業で新規雇用する予定の労働者の雇用・就業期間

(5) 事業で新規雇用する予定の労働者の募集方法

(6) 受託者は、労働者を新規雇用する際に、本人が1の(2)の③の範囲に該当することについて、確認するものであること。

(7) 委託者は、受託者が事業の実施に当たり 1 に反した場合には、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。

(8) 事業が終了した場合は、前記(1)から(5)までの事項を内容に含む実績報告を作成し、都道府県に提出しなければならないこと。

(9) (8)により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に交付した委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるときは、委託者は受託者に対し、返還を命じなければならないこと。

「第8 市町村補助事業」

都道府県は、市町村が第 5 の規定により事業を実施する場合において、基金を財源として市町村に補助金（補助率 10 / 10）を交付することができるものとし、第 5 に掲げる条件を付さなければならぬものとする。

この場合において、第 5 中「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。…

2 市町村補助事業

県は、上記実施要領「第 5 」による「市町村補助事業」を行うにあたり、「岐阜県市町村緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金交付要綱」、及び「同要綱実施細目」を定めるとともに、「基金事業実施にあたっての留意事項」をまとめている。

基本的には、上述した緊急雇用創出事業実施要領に沿った内容となっている。

そして、市とセンターの間の委託契約については、これらの県が規定した要綱等に沿って、委託業務契約書を取り交わされている。なお、この委託業務契約書は、県によって雛形が作成されており、概ねこの雛形に沿った内容にて作成されている。県によって作成された業務委託契約書の雛形につき本件との関係で重要なと考えられる条項を以下抜粋する。

(再委託の禁止)

第 2 条 乙は、委託業務の処理を一括して他に委託してはならない。

(緊急雇用事業の場合)

第 3 条 乙は、委託業務の実施にあたっては、新規雇用等に関する特記仕様書第 2 雇用等の計画に定めるとおりの失業者を新規に雇用するものとする。

2 事業で新規に雇用する労働者の雇用・就業期間は、6 ヶ月以内とし、1 回に限り更新を可能とする。

(検査及び引渡し)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して委託業務完了届とともに

に、当該委託業務の成果を記載した実績報告書及び当該委託業務における新規雇用等に関する調書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の委託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に委託業務の内容及び当該委託業務における新規雇用等の実績について検査をしなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり委託業務の内容について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

(精算)

第14条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して精算報告書を提出しなければならない。

2 前項の規定による精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回る場合には、精算額により支払金額を確定するものとする。

3 概算払により乙に支払った委託費に余剰金が生じたとき、又は、委託事業の実施により発生した収入があるときは、乙は、甲にその余剰金を返還するものとする。

(甲の契約解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

一 乙の責に帰する理由により、履行期限内に業務の完了の見込みがないと認めたとき。

二 第2条又は第3条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が検査もしくは監督に際し職務執行を妨げ又は妨げようとしたとき。

四 前各号のほか、契約不履行のおそれがあると認めるととき。

...

4 第1項の規定にかかわらず、甲は、乙が第3条の規定に違反した場合であって、乙に既に支払っている委託料があるときは、その全部又は一部を乙から返還させるものとする。

5 前項の規定により返還させる委託料の額は、甲乙協議して定めるものとする。

3 本事業の特性

本事業については、上記のとおり雇用の創出を目的としているため、新規雇用者の人数、人件費の額等において特別な要件が定められている。先に抜粋したとおり、雛形として指定されている業務委託契約書においても新規雇用者の確保が重視された内容になっており、特に、同契約書のうち、甲（＝市）による契約解除権の規定（第15条）では、一般的な債務不履行によるもの外、第3条に違反した場合、すなわち、新規雇用者に関する要件を満たさなかった場合も解除事由となるところに特性がある。

本事業に関する業務委託契約においては、①委託した事業の完成のみならず、②新規労働者の確保と、労働者に対し（補助金が財源となる）賃金が適切に支払われることが、契約の本質であり、かつ、このことこそ、基金による補助金が使用される根拠となる特性であると考えられる。

4 本件における検討

(1) 以上のとおりの緊急雇用創出事業の趣旨を踏まえると、本委員会において調査対象とした本事業の適正性を判断するにあたっては、

- ① 事業が適切に完成しているのか、
 - ② 雇用者（特に新規雇用者）に適切に賃金が支払われているのか、
- という点を調査、検証する必要がある。

そして ② 雇用者（特に新規雇用者）に適切に賃金が支払われているのか、ということについては、

- i 雇用者のうち、新規雇用者に関する要件を満たしているのか、
 - ii 委託料の内容たる人件費について適切に算定されているのか、
- という2点が重要な視点となる。

(2) そして、県へ返還すべき補助金についても、上記の観点から、その適正性を判断し、補助金を財源とすることが相当か、という点から判断すべきである。

第4 本委員会調査資料

本委員会において調査・検証を行った資料は以下のとおりである。

1 物的資料

(1) 書類関係

ア 本事業時に市が入手していた資料

- (ア) 本事業を行うにあたり統一的に作成していた資料である。個別の事業毎に作成され、ほぼ共通する内容である。
- ・業務委託伺（業者指定理由書、業務委託仕様書、新規雇用等に関する特記仕様書、業務委託設計書、確認書様式、新規雇用等に関する調書様式）
 - ・契約手続執行伺（指名業者選定調書、予定価格調書、業務委託の指名通知）
 - ・契約締結伺（業務委託契約書（案）、業務委託開札状況調書、見積書）
 - ・業務委託契約書（業務委託契約約款、業務委託仕様書、新規雇用等に関する特記仕様書、業務委託設計書様式、確認書様式、新規雇用等に関する調書様式）
 - ・着手届
 - ・完了届、作業写真
(センターの市に対する実績報告として)
 - ・業務委託事業清算書、業務日報、配分金支払証明書、確認書、領収書（経費関係）、新規雇用に関する調書
 - ・委託業務検査調書（業務委託成績評定書、検査写真）
(市の県に対する実績報告として)
 - ・実績報告書（歳入歳出決算見込書、補助金事業実績書、事業費補助金に係る事業完了チェックシート、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業実績、実費明細（材料費、運搬費等）、業務委託契約書一式（写）、委託業務検査調書一式（写）、業務日報（写））

(イ) 個別の事業において作成されていた資料

「道水路維持管理事業」

- ・パトロール日誌、除草作業記録簿

「逆川清掃事業」

- ・経済部土地改良課維持係長起案による、平成21年1月27日付、28日付、同月29日付「ふるさと雇用再生特別基金事業並びに緊急雇用創出事業に係る事業計画について（伺い）起案要旨3通

- ・羽島用水土地改良区理事長から羽島市長に宛てた「逆川清掃について」と題する平成21年11月25日、同月26日付同意書2通
- イ 本件が発覚した後にセンターあるいは会員から入手した資料
 - ・「羽島市シルバー人材センター職員の不適切事務処理の報告について」と題する平成25年1月31日付報告書
 - ・「岐阜県市町村緊急雇用創出事業臨時特例基金事業（緊急雇用事業）に係る報告について」と題する平成25年4月18日付報告書
 - ・センタ一定款等
 - ・センタ一会員名簿
 - ・センター理事会議事録（平成20年度～平成23年度）
 - ・センター通常総會議事録（平成20年度～平成23年度）
 - ・平成21年度、平成22年度、平成23年度
緊急雇用逆川事業仮払金回収明細（センターが調査して作り直したもの）
 - ・センター取引履歴調査結果（流動性預金）
 - ・消耗品・燃料等における業者金銭受領確認資料
 - ・配分金振込依頼書（金融機関受付）
 - ・ジャンボタニシ駆除日誌（平成22年度、平成23年度）
 - ・平成22年度土地改良施設維持管理作業日報（平成22年度のみ）
 - ・会員AAが個人で所持していた資料
(自分が行った業務内容に関するメモ)

(2) データ媒体関係

本委員会での調査の過程で、「仮払い」事務（どの会員に、どれだけの金額が仮払いされているのか、それを労働時間に振り替えるとどれだけの時間になるのか）を実際に管理していたのは、当時事務職員Aであることが認められたが、同人は、センター内のパソコン、あるいはUSBメモリを使用してそのデータを管理していたとのことであった。このデータについて、紙媒体に出力したものは一部を除き現存しないため、当時事務職員Aに確認したところ、データについても、退職する際に消去処理を行ったとのことであった。このため、データを復元すべく、センターに対し、パソコン、USBメモリのデータ復旧について協力を求めた。

ところが、パソコンについては、復元を依頼した業者から技術的に不可能との回答があった。

一方、USBメモリについては、センターが、復元を依頼した業者宛にUSBメモリを発送した際に紛失したとの報告を受けた。センターの過失で紛失したのか、あるいは配達業者の過失で紛失したのか、双方の言い分が異なり、責任の所在を明確にすることはできないが、いずれにしても、USBメモリについても復元はできなくなった。

従って、「仮払い」に関するデータを復元して調査、検証を行うことは断念した。

2 人的資料

本委員会は下記の者から事情聴取を行った。なお、会員については、本件で見受けられた不適切な処理の類型を網羅するように選出し、聴取を行った。

(1) センター関係者

当時理事長

当時理事、現理事長

当時事務局長兼常務理事

当時事務職員 A

当時事務職員 B

当時事務職員 C

(2) 市関係者

- ・消防本部総務課；(地上式消火栓点検・補修事業)

現課長、現総務係長

- ・教育総務課；(市内小中学校遊具及び体育用具の点検・補修業務委託)

(市内小中学校敷地内樹木剪定業務委託)

現課長、当時課長補佐

- ・都市計画課；(公園維持管理事業)

現課長、現課長補佐

現技師、当時技師

- ・土木監理課；(道水路維持管理事業)

現建設係長、現監理係長

当時課長補佐

・農政課；(ジャンボタニシの駆除)

　　現課長，現課長補佐

　　現主事，当時農政係長

・土地改良課；(上面維持管理)・(逆川清掃事業)

　　(土地改良施設維持管理(水門の点検・塗装)事業)

　　現課長，当時課長補佐

(3) 会員(括弧内は実績報告において労働者として記載がある事業名)

下記会員については直接事業聴取を行った。

会員A A (逆川清掃，上面維持管理)

会員A B (地上式消火栓点検・補修事業)

会員B F (市内小中学校遊具及び体育施設の点検・補修，逆川清掃)

会員A C (逆川清掃，ジャンボタニシ駆除)

会員A D (逆川清掃，上面維持管理，土地改良施設維持)

会員A E (逆川清掃，ジャンボタニシ駆除)

会員A F (逆川清掃)

会員A G (公園維持管理)

会員A H (逆川清掃)

会員A I (逆川清掃)

会員A J (道水路維持管理，上面維持管理，逆川清掃)

会員A K (公園維持管理)

会員A L (地上式消火栓点検・補修，公園維持管理，逆川清掃)

会員A M (逆川清掃)

会員A N (ジャンボタニシ駆除)

会員G N (逆川清掃，ジャンボタニシ駆除，公園維持管理，道水路維持管理)

会員A O (市内小中学校遊具及び体育施設の点検・補修，公園維持管理，
　　ジャンボタニシ駆除)

会員A P (上面維持管理)

会員A Q (公園維持管理)

会員A R (土地改良施設維持管理)

会員A S（公園維持管理）

なお、他にも後述する「名義貸し」が疑われる会員については、架電の方法による聴取も行った。

3 その他の資料について

- (1) 上記の資料の他、本委員会において、本事業に関連して作成されたであろうと思われる資料についても調査を行った。

ア 出勤簿について

本事業において統一的に使用されている「特記仕様書」第9条において、「新規雇用者」については「業務日誌」及び「出勤簿」を整備することとされていることから、「出勤簿」は存在しないかという点につき、調査を行った。

しかしながら、本事業について、センターが、毎日、会員の出欠を確認していた事実はなく、そもそも「出勤簿」は作成されていなかった。

イ 出勤簿類似の資料について

関係者から事情聴取を行った過程で、本事業の一部については、センターが会員管理のために、当該事業の日程と、当該事業に従事する会員をまとめた会員配置に関する資料を作成していたことも認められた。しかし、これらの資料については、保存資料としての管理がなされた形跡はなく、また、本委員会の設置に先立ち、市によるセンターへの立ち入り調査を行った際にも発見されなかった。

- (2) 本委員会としては、市による立ち入り調査も行っていることからすると、上記記載の資料以上の収集は見込めないと判断に至り、これらの資料を基に調査、検証を行うこととした。

第5 各調査資料の検討結果

1 ① 事業が適切に完成しているのか

本件において、委託事業が完成したのか、という点については、センターから「完了届」が提出された際に、市により、所定の方法にて委託業務検査が行われている。そして、市によって委託業務検査調書が作成され、委託事業については、完成したものと確認されている。

この委託業務検査が内容として十分であったかどうかは、現時点では当時の再

現ができないため検証できないが、市の担当者が確認作業を行った上で、完成したものとして受領していること、また、作業写真、検査写真等の資料を確認する限り、不当な点は見当たらないことからすれば、本事業自体は完成したものと判断する。

2 ② 雇用者（特に新規雇用者）に適切に賃金が支払われているのか

そこで、本事業の実施、及び経理が適切であったかどうかを判断することとする。この点、上述したとおり、緊急雇用創出事業の目的は、雇用の創出にあることから、その実施状況、経理状況について調査、検証を行うにあたっては、② 雇用者（特に新規雇用者）に適切に賃金が支払われているのか、という点を特に重視すべきであり、そのためには

- i 委託料の内容たる人件費について適切に算定されているのか、
 - ii 雇用者のうち、新規雇用者に関する要件を満たしているのか、
- という視点から検討することとした。

以下、上記記載の各資料についての検討結果を述べる

3 配分金明細書

センターが会員に対し支払った賃金の明細書である。この明細書は、センターから提出された「配分金振込依頼書」と内容が合致している。

また、配分金明細書に記載された金額が実際に会員に支払われていることは、センターにおいて、会員が所持している銀行預金通帳をつけあわせ調査を行い確認している（センター作成の平成25年4月18日付報告書）。

本委員会においても、会員から事情聴取を行った際、同様の確認も行ったが、ここに齟齬は認められなかった。

従って、配分金明細書は信用性が認められる資料であり、ここに記載された金員を、センターが会員に対し支払っていた事実は認められる。

4 就業報告書

(1) 書類の性質

就業報告書は、センターが各会員に対し、会員が従事する作業を特定して作業時間を記載させている書類である。

作業期間中は、各会員が管理し、毎月末の締日までに自身が作業した時間を会員が記載し、センターに提出することになっている。

そして、センターがその作業時間を確認し、時間数の計算等を行い、各会員に対する支払いの根拠としていた。

(2) 運用方法

就業報告書は一部例外があるものの、定型化した書式となっている（詳細は各論にて記載するが「作業連絡表」との表題のもの等もある）。センターは、「記載する時期」（平成21年4月分といった特定方法）、「会員氏名」、「発注者名」、「就業場所」、「仕事内容」、「配分金単価」等を予め印字したものを、当該事業に従事する会員に交付し、会員は、そこに「開始時刻」、「終了時刻」、「就業時間」を記載し、月末にセンターに提出するという運用になっていた。

(3) 信用性の判断

ア 会員記載部分について

本委員会で検討した結果、就業報告書の記載のうち、少なくとも、原則として会員が記載を行っている作業時間の記載については信用性を認められるとの判断に至った。その理由は以下のとおりである。

- (ア) この就業報告書に虚偽記載、あるいは改ざんを行う可能性があるのは、会員自身か、センターである。
- (イ) この点、会員が、勤務時間につき虚偽の記載をしたことを伺わせる事情は見受けられなかった。センターの関係者からの事情聴取においても、会員が虚偽記載を行っているとの事実は確認されなかった。

確かに、センターでは、会員の労務管理にあたり出欠をとつておらず、労働時間の管理は会員任せになっていた。しかしながら、本事業は大半が複数の会員がグループとなって従事しており、相互に監視の役割を果たしている。また、不定期ながらも当時事務局長等が、本事業が行われている作業場所を巡回し、監督をしていることが認められる。1か月分をまとめて提出するという形式であるから、毎日記入しないでまとめて記載を行ったためか、日付に多少のずれがあることも見受けられたが、実際に労働していないにも拘わらず労働をした、という虚偽記載になっている点は認められなかった。

そして、先に述べたとおり信用性が認められる配分金明細書と、この就業報告書に記載された就業時間については、後述するとおり「仮払い」が

なされた点を除けば合致している。

(ウ) 一方、この資料にセンターが改ざんをする可能性も認められない。

なぜならば、この就業報告書が提出された後、即時に配分金の計算がなされており、先に述べたとおり配分金明細書に記載された金員が支払われている。センターに改ざんする機会はなかったと評価できる。

また、後に述べるとおりその信用性が否定される実績報告書と就業報告書との間には明らかな齟齬が見受けられるが、仮にセンターに改ざんする意図があれば、この就業報告書についても、実績報告書の記載内容に合致するよう改ざんするはずである。しかしながら、その形跡は見受けられない。

(エ) 以上からすると、就業報告書における作業時間の記載については信用性が認められる。

イ センター記載部分について

一方、センターが記載する部分のうち、「会員氏名」については、個別の検討を要すると判断する（この判断結果は「各論」に記す）。

その理由は、本件においては、新規雇用者を確保するために、「名義貸し」がなされていた事実が認められる。実際に作業した会員は、当該事業の関係で「新規雇用者」としての要件を満たさないため、その親族（夫婦の場合が多く見受けられた）の名前を利用して、あたかも、その親族が作業に従事したような就業報告書を作成し「新規雇用者」の要件を満たすよう虚偽の記載がなされていたことが判明したためである。

ウ なお、上述したように就業報告書のほかに、類似の書類として「作業連絡票」等が認められるが、これらの書類も、同じく、会員記載部分については信用性を認める。

5 実績報告書添付の業務日報

実績報告書は、市が県に対し補助金の請求をする際の資料であるが、ここには、センターが市に対し提出した業務日報が添付される。この業務日報は、本事業が終了した際にセンターが市に対し提出する書類であり、事業が完了した際に実際にかかった会員の労働時間等が記載されたもので、かつ市からセンターへの本事業に関する委託料支払根拠となったものである（市はこの内容を精査していた）。

ところが、本委員会で調査したところ、この業務日報については、本事業開始時の契約金額（見積金額）に合致するよう、当時事務局長の指示のもとで事務職員が虚偽記載を行ったことが認められた。

すなわち、本事業においては、事業開始時に想定していた労働時間よりも短時間にて委託業務が完成した事業が多々認められた。

この点、本事業においては、この場合事業開始時の契約金額（見積金額）ではなく、センターは、改めて精算を行い、精算額をもって請求を行わなければならない。しかし、センターは事業開始時の契約金額（見積金額）に合致するよう、実績報告書においては、当時事務局長の指示の下、会員が稼働した時間数を作為的に増やすなどの虚偽記載を行っていたのである。

このことは、当時事務局長及び当時事務職員Aも認めていることである。本委員会では、当時事務局長及び当時事務職員Aに対し、黙秘権の告知を行った上で事情聴取を行っており、それを踏まえて自己に不利な供述をしていることからすると、この虚偽記載を行ったとの供述は信用できる。

従って、実績報告書添付の業務日報については、信用性が否定される。

すなわち、この書類を根拠とした市のセンターに対する委託料の支払いについては、その根拠の正当性は失われるため、精算を行う必要がある。

第6 各調査資料の検討結果から判明した本件の問題

1 主たる問題点

既に述べたとおり、本事業の本質は、雇用の創出にある。

そして、その本質からすると、

① 事業が適切に完成しているのか

② 雇用者（特に新規雇用者）に適切に賃金が支払われているのか

という点を検討する必要があるが、上述のとおり、①については特に問題は見受けられない。

一方、②については、

i 委託料の内容たる人件費について適切に算定されているのか、

ii 雇用者のうち、新規雇用者に関する要件を満たしているのか、

という視点から、詳細な検討を行う必要がある。

各調査資料につき、この視点から検討を行った結果、本事業においては、その本質に反する問題点として、「仮払い」、「名義貸し」という2つの類型の不当行為が認められた。

この2点については、本事業の本質に反する内容であるため、この2点について補助金が使用されることも不相当である。

2 「仮払い」について

- (1) 上述したとおり、本件においては、就業報告書にある会員が記載した労働時間と、実績報告書に添付された業務日報にあるセンターが記載した労働時間との間に齟齬が認められる。実績報告書添付の業務日報に記載された労働時間の方が、就業報告書に記載された労働時間よりも多いのである。そして、配分金明細書によって裏付けられる、就業報告書に基づきセンターが会員に対し支払った配分金は、実績報告書に添付する書類としてセンターが市に対し提出した配分金支払証明書に記載された配分金よりも少額である。
- (2) 本事業においては、センターは、事業完了時において精算を行い、当初の契約金額（見積金額）よりも少額にて事業が完成した場合、市に対し精算額を請求しなければならない（県が例示した業務委託契約書の雛形14条2項参照）。

県が例示した業務委託契約書の雛形より

（精算）

第14条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して精算報告書を提出しなければならない。

2 前項の規定による精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回る場合には、精算額により支払金額を確定するものとする。

3 概算払により乙に支払った委託費に余剰金が生じたときは、又は、委託事業の実施により発生した収入があるときは、乙は、甲にその余剰金を返還するものとする。

ところが、センターは当初の契約金額（見積金額）に合致させようと、会員の労働時間を水増しした虚偽内容を含む実績報告書を作成し、当初の契約金額どおりの請求を行っていたことが認められた。

- (3) そしてこの契約金額と精算額との差額については、当該事業に従事していた

会員に「仮払い」として配分し（一部事業については当該事業に従事していない会員に対しても配分していた），その後，当該会員が別の事業に従事する際，この「仮払い」相当の労働については，賃金等の支払いをせずに処理していたのである。もちろん，この別の事業に関しても，センターはその別の事業を発注した業者から委託料の支払いを受けているはずであるから，センターが不当に利益を得ていたことになる。

各事業における「仮払い」の有無については，各論にて記載する。

- (4) なお，この「仮払い」は，市とセンターとの間の業務委託契約において，本事業よりも前に締結された事業でも用いられていたようである。

3 「名義貸し」について

- (1) 本事業については，新規雇用者を採用することに目的があり，各事業における契約においても，一定の割合の新規雇用者を採用することを条件としている。
(2) ところが，本事業は，複数年度継続的に行われているものもある。

すなわち，ある会員が初年度は新規雇用者に該当しても，翌年度においては新規雇用者の要件を満たさなくなるため，別の会員を補充しなければならなくなる。ところが，会員にも限りがあり，新規雇用者を確保できなくなった。

そこで，センターは，新規雇用者の要件を満たさなくなった会員につき，その親族等を新たにセンターの会員として登録させ，実際には新規雇用者の要件を満たさなくなった会員が労働していたのであるが（=労働実態は認められる），その親族があたかもその事業を行ったかのような会計処理を行っていたことが認められる（実際に作業を行ったのは，その親族ではなく，新規雇用者の要件を満たさなくなった会員である）。

また，「仮払い」等をするために，その事業に従事したように虚偽記載を行った労働実態を伴わない「名義貸し」も見受けられた。

- (3) 本事業の本質は，新規雇用者の創出であるところ，この運用は，本事業の本質に反するものであり，不当である。

各事業における「名義貸し」の有無については，各論にて記載する。

4 その余の問題点

上記2点のほか，市とセンターとの間での契約における委託料の算出根拠となる人件費の単価と，センターと会員との間の契約における賃金の単価に齟齬が認

められるなど、いくつか問題点が認められる。

この点については、各論にて適宜記載することとする。

5 県に対する補助金の返還について

(1) 補助金の適正性を検討する上では、上述したとおり、

i 委託料の内容たる人件費について適切に算定されているのか、

ii 雇用者のうち、新規雇用者に関する要件を満たしているのか、

という2点が重要な視点となるが、

「仮払い」についてはiの問題、「名義貸し」についてはiiの問題といえる。

(2) 「仮払い」について

本委員会としては、本事業では、事業が完了した後、市とセンターとの間で「精算」を行うこととなっており、就業報告書によって裏付けられる人件費を補助金の適正性を有する正当な人件費と考える。従って、本事業において、就業報告書によって就業の事実が裏付けられないにもかかわらず、会員に対して支払われた「仮払い」名目の人件費等は、補助金としての適正性を欠き、全額返還対象となるものと考える。

(3) 「名義貸し」について

「名義貸し」は新規雇用者に関する要件を潜脱する意図のもとになされた不当なものである。そこで、本委員会では、他人の名義を借りた会員が実際に働いていたとしても、その「名義貸し」部分の人件費は、補助金としての適正性を欠き、返還対象となるものと考える。

なお、「名義貸し」によって、当該事業が「新規雇用の要件」を満たすことができなくなった場合でも、「名義貸し」部分の人件費のみを返還対象と考える。これは、「新規雇用者の要件」が、県から市に対する補助金事業全体について充足しているかどうかが問題であり、必ずしも市のセンターに対する委託契約の仕様書において指定された要件が形式的に満たされないことによって、直ちに当該事業が補助金事業としての要件を欠くに至るものでないと考えるからである。

最終的な「新規雇用者に関する要件」については、市と県との間で再度検証を行い、判断すべきものと考える。

第7 本件で判明した問題点が生じた原因

1 各契約の法的性質上の問題

(1) 委託契約と労働契約

ア 上述のとおり、本事業の資料で決定的に齟齬が生じているのは、就業報告書にある会員が記載した労働時間と、実績報告書に添付された業務日報にあるセンターが記載した労働時間である。ここに齟齬が生じた原因の一つは、市とセンターとの間の契約と、センターと会員との間の契約が、法的な性質において異なることがあると考えられる。

イ すなわち、市とセンターとの間の契約は業務委託契約であり、仕事の完成に対し、一定の委託料を支払うこととなっている。

一方、センターと会員との間の契約は労働契約として、労働の提供に対し、時間給として賃金を支払う内容となっている。

そこで、市とセンターとの間の業務委託契約における契約金額（見積金額）は、センター側が、当該事業にかかると思われる労働時間数を想定し、そこに会員への賃金単価を掛け合わせて作成されている。

ウ ところが、当該事業の完成に要するとセンターが想定した労働時間数と、完成までに実際に要した労働時間数との間には、ずれが生じる可能性がある。実際に、本事業では、当初見積もった労働時間よりも短い時間で終了した案件が多く見受けられた。

エ この点、センターと会員との間の契約についても業務委託契約（通常はこの場合が多いであろう）であれば、契約金額（見積金額）と最終的な委託料（精算額）との間で齟齬が生じることない。

しかしながら、本事業では、センターと会員との間の契約が労働契約になっている。そして、先に述べたとおり、市とセンターとの間の業務委託契約の委託料が、センターが会員に対し支払う時間給としての賃金によって算出されるため、この労働時間数の誤差が、市がセンターに対し支払う委託料に直接影響し、上述したような「精算」を行う必要があるのである。

(2) 精算の不徹底

この「精算」に関する条項は、本事業のうち、平成21年度及び平成22年度の一部の事業については特記仕様書に記載がされており、委託業務契約約款

にはその記載がない（平成21年度公園維持管理事業については、特記仕様書にもその記載はない）。その後、平成22年度、平成23年度については、「精算」の条項が委託業務契約約款内に記載されるようになっているが、この点について、市とセンターとの間で、「精算」の必要性についての事前協議が不十分であったものと思われる。

確かに、契約約款、あるいは仕様書に「精算」の規定がなくとも、最終的な委託料は、契約金額ではなく、最終的にかかった人件費等を積算したもの（=精算額）になることは当然のことであるが、この点につき、センターは、本事業の趣旨、条件等について十分に認識していなかったことが認められる。

2 補助金事業内容の不明確性

(1) 本事業は、それぞれ個別の事業につき市の担当部署が分かれている。個別の事業については、それぞれの担当部署とセンターとの間で、個別に打ち合わせを行っていたようであるが、一部の事業では、センターと担当部署との間で、業務内容について綿密な打ち合わせをしていたのか疑問を持たざるを得ないものが見受けられた。業務委託内容について、十分に計画が精査されず、業務内容について十分な検討、あるいは市とセンター間での意思疎通がなされないままに事業が行われたと思われる。

(2) 逆川清掃事業

本来、逆川は、羽島用水土地改良区の管理物であり、清掃事業については、同改良区が行うべきことと思われるが、逆川は羽島市内を流れているものであるから、その外観を保つため、市が主導して清掃事業を行うことの必要性は否定しない。

しかし、それを市が主導して行うのであれば、尚更、綿密な計画を作成すべきであったと思われる。

この事業については、その概要をみる限り、どのように清掃作業を行うのか、除草作業を行うのか、必ずしも明確ではない。関係者からの聴取、及び当時の資料（経済部土地改良課維持係長起案による平成21年1月27日付、28日付、同月29日付各「ふるさと雇用再生特別基金事業並びに緊急雇用創出事業に係る事業計画について（伺い）」）によれば、センターが事前に提出した見積金額につき変更を加えた上、白木義春前市長による指示で逆川清掃事業費に関

し事業費をさらに3倍にするよう指示があったことが認められる。市の上層部において、河川の浄化清掃を徹底しようとして事業費の変更がなされたものと考えられるが、事業費を大幅に増やしたもの、その事業内容につきどのような作業を行おうとしたのか、少なくとも事後的に検証する限り明確ではない。単に従事する労働者を増やしただけのようにも思われる。逆川清掃事業について、本件で問題となる「仮払い」金が高額に計上されているところからしても、この事業については、事前の計画が不十分であったものと思われる。

(3) 公園維持管理事業

この事業については、市がセンターに対し、特定の公園を指示して清掃、草刈り等の維持管理業務を委託したにもかかわらず、センターは市内全域の公園について、清掃、草刈り等を行っていたことが認められる。

この点、市は、本事業と平行して、センターに対し、指定外の公園についても清掃、草刈り等の業務を委託していた可能性が認められた。この場合、センターは、指定外の公園について、本事業の一つである公園維持管理事業とは別に市に対し請求すべきであるのをこの事業に含めて請求をしたようである。

関係資料がないため、市とセンターとの間で実際どのようなやり取りがなされたのかは不明であるが、少なくとも市とセンターとの間での意思疎通が適切に図れていなかったものと思われる。

3 業務管理の問題

(1) 市の管理について

ア 本事業については、補助金が使用されていることもあり、市としても十分な業務管理を行うべき必要があった。

イ この点、市は、先に述べたとおり個別の事業について担当部署が異なっており、担当部署毎でその個別の事業についての管理方法が異なっていた。すなわち、ジャンボタニシ駆除事業や道水路維持管理事業については、当該担当部署は仕様書においてセンターに対し作業日誌を作成することを指示し、業務内容について、管理できるようにしていた。

しかしながら、他の部署では、業務内容の管理につき、センターに任せきりになっている事業も見受けられた。

市とセンターとの間の契約は業務委託契約であるので、業務の完成という

意味では、作業日誌等の作成は必須ではないものの、市としても統一的に作業日誌の作成を求めるなどの業務管理を行うことも検討すべきであったと思われる。

ウ 加えて、完成検査においても、業務の完成については適切な確認を行っているものの、本事業の本質は、上述したとおり、新規雇用の創出にあるところに鑑みると、センターが作成した業務日報だけでなく、市としても、労働者（=会員）が作成した就業報告書を確認するといったこともなされるべきであったと思われる。

(2) センターの管理について

ア 一方、センターとしても、当時の体制は、当時事務局長に全ての権限が集中していた。理事長は、事務局内に立ち入ったことすらほとんどないようで、理事者も相当数いたものの（現理事長も、当時理事職にあった）、当時事務局長が指示によって行っていた「仮払い」、「名義貸し」といった不当行為を見抜くことができなかつた。理事者会議事録等を確認する限りでも、当時事務局長が行う報告を聴取するのみで、業務に関する適切な監督が行われてはいなかつた。

イ センターの理事は、当時事務局長を除き、無報酬であったようであるが、だからといって、監督責任を負わないということではない。

センターの組織内部での統治機能がなかつたと言わざるを得ない。

第2部 各 論

第2部においては、本事業を構成する個別の事業について検討を行うが、第1部において述べたとおり、本件では、センターが「仮払い」「名義貸し」等の不当な処理を

行っていたことが認められる。

そこで、以下、個別の事業については、

- 1 問題点の指摘…「仮払い」「名義貸し」といった問題点等
- 2 業務内容の確認等…実際の作業内容、事業の完成等
- 3 労働者（会員）の確認（「名義貸し」の有無）
 - (1) 実績報告書において従事した会員の確認
 - (2) 実際に従事した会員の確認
- 4 精算等（「仮払い」等の精算、および補助金としての返還）

…就業報告書による作業実態の確認、就業報告書内での個別の問題点の指摘、及び補助金を返還すべき額等

の順で検討することとする。

第1 平成21年度 市内小中学校遊具及び体育施設点検・補修業務委託

1 問題点

この事業については、「仮払い」及び「名義貸し」が認められた。

2 業務内容の確認等

- (1) この事業は、東海遊具製作所における遊具点検において、塗装はげが指摘されていた遊具につき、市の担当者と、当時事務局長とが打ち合わせをして、83箇所の塗装箇所を特定したようである。この打ち合わせの段階で点検がなされ、補修する遊具等が特定されていた（なお、この83箇所を特定する資料は廃棄されたと思われ、本委員会の調査では確認できなかった）。
- (2) また、この打ち合わせにあわせて各学校をまわっている最中に、塗装はげが確認された数点の遊具以外の備品についても、あわせて塗装することとなったようである。
- (3) 実際の作業は原則として二人一組で従事していた。
- (4) 業務委託内容は点検・補修であるが、実際には補修作業であって、「点検作業」を確認する資料は、仕様書においても作成することは指示されていない。一方、「補修作業」については、作業前、作業後において写真を撮影し、それを作業完了の資料として提出しており、業務の完成について、問題は認められない。

3 労働者の確認

(1) 実績報告書

実績報告書では、会員C Q, 会員D D, 会員A O, 会員B Fの計4名の会員が従事していたと記載される。

(2) 実際の労働者

しかしながら、本委員会が就業報告書等を調査した結果、会員A O, 及び会員D Dのみがこの事業に従事しており、会員C Q, 会員B Fについてはこの事業には関与していないことが判明した。

(3) 「名義貸し」

会員C Q, 会員B Fについては、「名義貸し」がなされており、いずれも「仮払い」をするためのものであり、労働実態を伴わない「名義貸し」であると認められる。

4 精算等

(1) 実績報告時の資料によれば、この事業につき、次のとおり合計119万5200円が賃金として計上されている。

会員A Oに対し、432,000円、会員D Dに対し、432,000円

会員B Fに対し、165,600円、会員C Qに対し、165,600円

(2) この点、就業報告書から確認できる次の賃金については、この事業に関する支払いとして相当と認めてよいと考える。

会員A Oに対する270,900円（7月80h, 8月192h, 9月29h）,

会員D Dに対する261,900円（7月80h, 8月192h, 9月19h）,

(3) 以上から、この事業については、上記差額である66万2400円について市はセンターとの間で精算をすべきと考える。

そして、この金額については、補助金としての適正性を欠くので、県に対し返還すべきと考える。

第2 平成21年度 小中学校樹木剪定業務委託

1 問題点

(1) この事業については、「仮払い」が認められた。

(2) この事業については、市とセンターとの間では、会員の賃金を時給1,000円として契約金額が設計されている。

しかしながら、この事業については「枝の運搬」「枝の処理」もその業務内容として含まれるが、実際にセンターが会員に支払った配分金（賃金）については、「枝の運搬」についてはその一部が時給 800 円、「枝の処理」については時給 1,500 円（高所作業であるため）の計算となっている。この点の賃金単価の齟齬も精算する際に問題となる。

- (3) この事業の業務委託仕様書では、契約締結日から 60 日間（8月 24 日まで）で行うようになっているが、学校の耐震工事等のため、一部の作業はその期間内にできなかつたようである（終了したのは 8 月 29 日）。ただ、この点は数日のことであるし、やむを得ないものと考えられるので、問題としない。

2 業務内容の確認等

この事業は、市内 14 か所の小中学校につき、学校との打ち合わせを行った上で樹木の剪定を行うものである。樹木の剪定であるが、当然のことながら、枝の処分もその業務の内容として含むものであり、剪定した枝の運搬、処理も業務内容として認められる。

業務の完成については、作業前、作業後において写真を撮影し、作業完了の資料としており、この点に問題は認められなかった。

3 労働者の確認

(1) 実績報告書

実績報告書では、会員 DA, 会員 DC, 会員 FI, 会員 DV, 会員 FD, 会員 DY, 会員 GG, 会員 BJ, 会員 BH, 会員 GA の計 10 名の会員が従事していたと記載される。

(2) 実際の労働者

本委員会が就業報告書等を調査した結果、上記 10 名は、実際にこの事業に従事していたことが確認された。

従って、この事業については「名義貸し」は認められない。

4 精算等

- (1) 実績報告時の資料によれば、この事業につき、次のとおり合計 112 万 00 00 円が賃金として計上されている。

会員 DA に対し、237,840 円、会員 DC に対し、237,840 円、
会員 FI に対し、127,650 円、会員 DV に対し、32,000 円、

会員F Dに対し、121,150 円、会員D Yに対し、117,750 円、
会員G Gに対し、28,000 円、会員B Jに対し、171,770 円、
会員B Hに対し、20,000 円、会員G Aに対し、26,000 円

- (2) この点、就業報告書から確認できる次の賃金については、この事業に関する支払いとして相当と認めてよいと考える。

なお、契約締結時の見積では賃金単価が時給1000円とされているため、精算においても、この単価を用いた。また、会員D Y会員については、高所作業であるため時給1500円として計算されているが、当初の見積よりもどおり時給1000円として計算した。

会員D Aに対する 210,000 円 (7月 66 h, 8月 144 h)

会員D Cに対する 210,000 円 (7月 66 h, 8月 144 h)

会員F Iに対する 131,250 円 (7月 17.25 h, 8月 114 h)

会員D Vに対する 32,000 円 (7月 32 h)

会員F Dに対する 124,750 円 (7月 10.75 h, 8月 114 h)

会員D Yに対する 72,500 円 (7月 17.5 h, 8月 55 h)

会員G Gに対する 28,000 円 (7月 28 h)

会員B Jに対する 144,000 円 (8月 144 h)

会員B Hに対する 20,000 円 (7月 20 h)

会員G Aに対する 26,000 円 (7月 26 h)

- (3) 以上から、この事業については、上記差額である12万1500円について市はセンターとの間で精算をすべきと考える。

そして、この金額については、補助金としての適正性を欠くので、県に対し返還すべきと考える。

- (4) また、上述したとおり、運搬費につきセンターは実績報告書の賃金単価を時給800円として計算しているが、契約締結時には賃金単価は時給1000円としている。そこで、その差額を会員に対し支給すべきである。

仮にセンターが、会員に対しこの差額を支給しないのであれば、その差額をセンターが利得する理由はないので、市に対し返還すべきものと考える。

第3 平成21年度 地上式消火栓点検・補修事業

1 問題点

この事業については、「仮払い」が確認された。

2 業務内容の確認等

- (1) 原則として、会員が二人一組となって、地上式消火栓（対象数基は302基）を点検し、必要に応じて塗装を行うものである。塗装方法は、鋸を落とし、鋸止めを塗布後に赤ペンキの塗布を行う方法であった。
- (2) 各作業について、作業前、作業中、作業後の地上式消火栓を写真撮影し、作業完成の確認資料としていた。

センターではこの事業では、随時作業の見回りは行っていたものの、会員が作業に従事していることについて、毎日の出欠等は行っておらず、その確認はしていない。業務が完成した時点で、会員から作業完成の確認資料としての写真の提出を受けていただけのようである。

この写真を確認する限りでは、特に問題はなく、業務は完成したものと評価して良い。

3 労働者の確認

(1) 実績報告書

実績報告書では、会員A B、会員D H、会員A L、会員D Qの計4名の会員がこの事業に従事していたと記載される。

(2) 実際の労働者

本委員会が就業報告書等を調査した結果、上記4名については、実際にこの業務に従事していたことが確認された。

従って、この事業については「名義貸し」は認められない。

4 精算等

(1) 実績報告時の資料によれば、この事業につき、次のとおり合計89万2800円が賃金として計上されている。

会員A Bに対し、309,600円、会員D Hに対し、64,800円

会員A Lに対し、345,600円、会員D Qに対し、172,800円

(2)ア 一方、この事業については、先に述べたような定型化した「就業報告書」の存在は確認できなかった。しかしながら、従事した4名をまとめた「就業

報告書」と題する書面及び「消火栓塗装作業 2100935」と題した資料が確認できた。

この資料についても、会員が直接記載を行ったものであって、先に述べたような定型化した就業報告書と同様の信用性が認められるものと考える。

イ ただし、この「就業報告書」と題する書面及び「消火栓塗装作業 2100935」と題した書面には、明らかにこの事業以外の作業（「屋上雑巾がけ」「ペンキ塗り」）に関する記載がある。

この点を、会員A B会員から事情聴取したところによると、市民会館での作業を（センターの指示で）、この事業の就業報告書に記載したことであった。そこで、この部分については除外する。

なお、他にもこの事業以外の作業が含まれている可能性も検討したが、わざわざ別の事業であることを特定して記載していることからすると、その可能性は低いと考える。

ウ 以上を踏まえ、この「就業報告書」と題する書面及び「消火栓塗装作業 2100935」就業報告書によって確認できる次の賃金については、この事業に関する支払いとして相当と認めてよいと考える。

会員A Bに対する 129,600 円（7月 64 h, 8月 72 h, 9月 8 h）

会員D Hに対する 64,800 円（7月 40 h, 8月 32 h）

会員A Lに対する 101,700 円（7月 40 h, 8月 67 h, 9月 6 h）

会員D Qに対する 93,600 円（7月 64 h, 6月 40 h）

(3) 以上から、この事業については、上記差額である 50万3100円について市はセンターとの間で精算をすべきと考える。

そして、この金額については、補助金としての適正性を欠くので、県に対し返還すべきと考える。

第4 平成21年度 公園維持管理

1 問題点

(1) この事業において「仮払い」及び「名義貸し」は認められなかった。

(2) この事業においては、契約期間外、委託対象外の公園での会員の作業がこの事業の成果物として請求対象となっていた。総論においても指摘したが、羽島

市内の公園清掃・除草作業について、市は、センターに対し、本事業が行われていた時期に、平行して、この事業の対象である10箇所の公園以外の公園についても、清掃・除草作業を依頼したことが認められる。

本事業においては、契約対象となった公園の特定に問題があった。

- (3) また、この事業においては草刈り作業に関する賃金単価の設定に不適切な点が認められた。すなわち、本事業においては、センターが市に対し見積もった会員の時給（1000円）と、実際にセンターが会員に支払った時給（800円）に齟齬があり、この点も精算の際に問題となる。

2 業務内容の確認等

- (1) 一部例外はあるが、基本的には、会員が1人単位で行っている。
- (2) トイレ清掃については会員AXが行っていた。業務の完成について、毎回の写真撮影は行っていない。
- (3) 公園除草作業については、作業を行う日程が明確に決められていたのではなく、センターが作業担当者に対し除草を行う公園を指示し、除草作業担当者は、その指示を受けた公園について、自身の都合、天気等を考慮し、作業を行い、その作業が終了した段階でセンターに報告をし、次の作業を行う公園の指示を受けていたようである。

また、公園での作業が一段落、あるいは終了した段階を見計らって、運搬担当者が、適宜公園のゴミを回収していた。草の処分は除草と一体のものであるから、業務の一部と評価する。

なお、センターは作業が終了した報告を受けた後に、その完成の確認はしており、写真撮影を行っていたようであるが、特に毎日作業を確認することはなかった。

3 労働者の確認

- (1) 実績報告書

実績報告書では、会員GP、会員EQ、会員CV、会員AX、会員FM、会員AG、会員EL、会員DI、会員AL、会員AOの計10名の会員がこの事業に従事していたと記載される。

- (2) 実際の労働者

本委員会が就業報告書等を調査した結果、上記10名については、実際にこ

の業務に従事していたことが確認された。

従って、この事業については「名義貸し」は認められない。

4 精算等

- (1) 実績報告時の資料によれば、この事業につき、次のとおり合計147万3300円が賃金として計上されている。

会員G Pに対し、7,500円、会員E Qに対し、89,000円、
会員C Vに対し、12,400円、会員A Xに対し、486,500円、
会員F Mに対し、4,400円、会員A Gに対し、332,000円、
会員E Lに対し、445,500円、会員D Iに対し、94,000円、
会員A Lに対し、1,000円、会員A Oに対し、1,000円

- (2) 一方、この事業における労働実態を検討する。

ア まず、契約対象期間外、及び委託対象外の公園での作業については、契約対象外であるため、本事業における請求として認めるべきではない。

この点、就業報告書においては、どこの公園で作業したかを特定できるように記載しているものもあれば、特定できないものもある。本委員会では、この事業の対象となっている公園として特定できるもののみ、この事業における労働を裏付けるものと評価する。その特定ができないものについては、本事業の対象外として、県に対し、補助金の返還をすべきものと考える。

イ また、この事業では、会員の賃金については時給1000円とされているが、実際にセンターが会員に支払った配分金については、トイレ清掃は労働量が多いことから、時給が高く(1200円～1400円)設定されている。

この点については、県との打ち合わせで、時間の係数として処理するようになっていた(例えば、時給1300円であれば、時給1000円×1.3時間分として計算していた)とのことであるので、特に問題とはしない。

ウ さらに、会員A X会員が従事していたトイレ清掃では、浅平公園のトイレ清掃は時給1200円であったのが、実際に配分金明細書では時給1300円を支払っている。ただし実績報告書での請求は時給1200円として計算されているため、ここでは問題としない。

エ 会員E L会員は、就業報告書はワープロにて作成されており、また、当時事務職員Aの母親であるため、実際に就労していたのか疑義が生じた。しか

し、公園の除草作業は基本的に1人で行うため、同会員が作業していなければ、成果物（除草された状態の公園）生じない。従って、同会員は、就業報告書に記載された作業は行ったものと認める。

オ この事業では、一部会員につき、定型化した就業報告書ではなく、「作業連絡票」と題する書面にて労務管理がなされていたようであるが、実質的には定型的な就業報告書と同様であるため、この就業時間の記載については、定型化した就業報告書と同様の信用性を認める。

カ その上で、「就業報告書」「作業連絡票」によって確認できる次の賃金については、この事業に関する支払いとして相当と認めてよいと考える。

会員G Pに対する 1,000 円 (5月 1h)

会員E Qに対する 76,000 円

(5月 16h, 6月 1h, 7月 15h, 8月 14h, 9月 15h, 10月 15h)

会員C Vに対する 2,500 円 (5月 1h, 8月 1h, 9月 0.5h)

会員A Xに対する 517,300 円 (※上述のとおり時給単価が異なる)

(5月 67h, 6月 5h, 7月 68h, 8月 68h, 9月 67h, 10月 73h)

会員F Mに対する 500 円 (9月 0.5h)

会員A Gに対する 122,000 円 (5月 36h, 7月 70h, 8月 16h)

会員E Lに対する 387,000 円

(5月 75.5h, 7月 80h, 8月 80h, 9月 71.5h, 10月 80h)

会員D Iに対する 80,000 円

(5月 15h, 6月 1h, 7月 16h, 8月 17h, 9月 15h, 10月 16h)

なお、会員A L、及び、会員A Oについては、この事業の対象となっている公園についての作業と認めることができなかったため除外した。

(3) 以上から、この事業については、上記差額である 28万7000円について市はセンターとの間で精算をすべきと考える。

そして、この金額については、補助金としての適正性を欠くので、県に対し返還すべきと考える。

(4) また、上述したとおり、草刈りにつきセンターは実績報告書の賃金単価を時給800円として計算しているが、契約締結時には賃金単価は時給1000円としている。そこで、その差額を会員に対し支給すべきである。

仮にセンターが、会員に対しこの差額を支給しないのであれば、その差額をセンターが利得する理由はないので、市に対し返還すべきものと考える。

第5 平成22年度 公園維持管理

1 問題点

- (1) この事業については「名義貸し」が認められた。
- (2) この事業においては、契約期間外、委託対象外の公園での会員の作業がこの事業の成果物として請求対象となっていた。平成21年度の事業にて指摘したことと同様である。

本事業においては、契約対象となった公園の特定に問題があった。

2 業務内容の確認等

平成21年度と同様である。ただし、指定公園は異なる。

3 労働者等の確認

(1) 実績報告書

実績報告書では、会員E Q、会員A X、会員D I、会員A S、会員A Q、会員B D、会員D W、会員B E、会員F N、会員E T、会員D Xの計11名の会員がこの事業に従事していたと記載される。

(2) 実際の労働者

本委員会が就業報告書等を調査した結果、会員E Q、会員A X、会員D I、会員A S、会員A Q、会員D Wについては、実際にこの業務に従事していたことが確認された。

しかしながら、それ以外の者は、下記のとおり「名義貸し」がなされたと判断する。なお、会員D Xは、別の者による労働実態もない。

会員B D	→ 会員B F (実際に作業を行った者)
会員B E	→ 会員A J
会員F N	→ 会員F M
会員E T	→ 会員E U
会員D X	(就業報告書なく、労働実態なし)

4 精算等

- (1) 実績報告時の資料によれば、この事業につき、次のとおり合計218万32

00円が賃金として計上されている。

会員E Qに対し、66,000円、会員A Xに対し、526,800円

会員D Iに対し、64,000円、会員A Sに対し、463,000円

会員A Qに対し、482,000円、会員B Dに対し、152,750円

会員DWに対し、216,000円、会員B Eに対し、108,250円、

会員F Nに対し、32,750円、会員E Tに対し、21,250円

会員D Xに対し、50,400円

(2) 一方、就業報告書によって確認できるものについての精算であるが、基本的な考え方は、平成21年度公園維持管理事業と同様である。加えて、この事業では、上述のとおり、5名の「名義貸し」が認められたが、この部分については、労働実態の有無に拘わらず、不当であり、センターとの間では精算をし、県に対しては補助金を返還すべきものと考える。

なお、個別の就業報告書についてであるが、会員A X会員6月分の就業報告書において、(5月分△1200)との記載がある。これはセンターが記載したものと思われるが、5月分の時給1200円の作業につき修正をしたものと理解することとする。

以上を踏まえると、以下の支払いはこの事業に関する支払いとして相当と認めてよいと考える。

会員E Qに対する66,000円

(5月10h, 6月12h, 7月10h, 8月12h, 9月10h, 10月12h)

会員A Xに対する525,800円(※上述のとおり時給単価が異なる)

(5月52h, 6月67h, 7月74h, 8月73h, 9月71h, 10月77h)

会員D Iに対する64,000円

(5月11h, 6月10h, 7月12h, 8月10h, 9月12h, 10月9h)

会員A Sに対する59,500円(7月15.5h, 9月38h, 10月6h)

会員A Qに対する169,000円

(5月80h, 6月25h, 7月5h, 8月55.5h, 9月3.5h)

会員DWに対する130,000円

(5月53h, 6月23h, 7月26h, 8月16h, 9月2h, 10月10h)

(3) 以上から、この事業については、上記差額である116万8900円につい

て市はセンターとの間で精算をすべきと考える。

そして、この金額については、補助金としての適正性を欠くので、県に対し返還すべきと考える。

第6 平成23年度 公園維持管理

1 問題点

- (1) この事業においては「名義貸し」が認められた。
- (2) この事業においては、契約期間外、委託対象外の公園での会員の作業がこの事業の成果物として請求対象となっていた。平成21年度の事業にて指摘したことと同様である。
本事業においては、契約対象となった公園の特定に問題があった。
- (3) また、この事業においては草刈り作業に関する賃金単価の設定に不適切な点が認められた。すなわち、本事業においては、センターが市に対し見積もった会員の時給（1000円）と、実際にセンターが会員に支払った時給（800円）に齟齬があり、この点も精算の際に問題となる。

2 業務内容の確認等

平成21年度と同様である。指定公園は平成22年度と同じである。

3 労働者等の確認

(1) 実績報告書

実績報告書では、会員AX、会員DI、会員DS、会員AS、会員GN、会員CI、会員DW、会員DU、会員FP、会員FL、会員AK、会員FK、会員BU、会員BL、会員GDの計15名の会員がこの事業に従事していたと記載される。

(2) 実際の労働者

ア 本委員会が就業報告書等を調査した結果、会員AX、会員DI、会員FP、会員DS、会員GN、会員CI、会員FK、会員BU、会員AS、会員GDの合計10名については、実際にこの業務に従事していたことが確認された。

イ しかしながら、就業報告書の有無・筆跡、及び、本人から直接聴取あるいは電話聴取した結果、会員BL、会員DW、会員DU、会員FL、会員AKについては、「名義貸し」であったと認められた。

会員BLについては会員AS、会員DUについては、会員DTが作業に従

事していた。その余の者は労働実態もないと判断する。

4 精算等

(1) 実績報告時の資料によれば、この事業につき、次のとおり合計216万5150円が賃金として計上されている。

会員AXに対し、577,200円、会員DIに対し、52,000円、
会員DSに対し、37,000円、会員ASに対し、32,400円、
会員GNに対し、40,000円、会員CIに対し、314,750円、
会員DWに対し、38,700円、会員DUに対し、32,400円、
会員FPに対し、78,000円、会員FLに対し、30,600円、
会員AKに対し、30,600円、会員FKに対し、313,000円、
会員BUに対し313,000円、会員BLに対し、207,500円、
会員GDに対し、68,000円

(2)ア 一方、就業報告書にて確認できるものについての精算であるが、基本的な考え方は、平成21年度公園維持管理事業と同様である。加えて、この事業では、上述のとおり、5名もの「名義貸し」が認められたので、この部分については、労働実態の有無に拘わらず、不当であり、返還すべきものと考える。

イ また、会員CI、会員GD、会員DW、会員AS、会員FLは、公園維持管理作業に従事していたとしても、この事業の対象外の公園での作業に従事していたため、除外した。

ウ 以上を踏まえると、就業報告書にて確認できる下記の賃金については相当であるので、それを前提に精算すべきである。

会員AXに対する 576,200円（※上述のとおり時給単価が異なる）

（5月 76h, 6月 77h, 7月 80h, 8月 77h, 9月 77h, 10月 80h）

会員DIに対する 52,000円

（5月 8h, 6月 9h, 7月 9h, 8月 8h, 9月 10h, 10月 8h）

会員FPに対する 78,500円

（5月 14h, 6月 13h, 7月 12h, 8月 15.5h, 9月 12h, 10月 12h）

会員FKに対する 391,000円

（5月 100h, 6月 100h, 7月 100h, 8月 51h, 10月 40h）

会員B Uに対する 391,000 円

(5月 100 h, 6月 100 h, 7月 100 h, 8月 51 h, 10月 40 h)

- (3) 以上から、この事業については、上記差額である 67万6450円について市はセンターとの間で精算をすべきと考える。

そして、この金額については、補助金としての適正性を欠くので、県に対し返還すべきと考える。

- (4) また、上述したとおり、草刈りにつきセンターは実績報告書の賃金単価を時給 800 円として計算しているが、契約締結時には賃金単価は時給 1000 円としている。そこで、その差額を会員に対し支給すべきである。

仮にセンターが、会員に対しこの差額を支給しないのであれば、その差額をセンターが利得する理由はないので、市に対し返還すべきものと考える。

第7 平成21年度 道水路維持管理事業

1 問題点

- (1) 「仮払い」「名義貸し」は特に認められなかった。
- (2) 市有地の除草についても行っているが、基本的には羽島市が管理しており、後述するとおり、業務内容として、市がセンターに指示した上で行わせているものである。この点、市が指示しているので、センターとの関係で言えば、この「市有地」での作業につき、この事業の対象外として精算を行うことは相当ではないが、補助金としては、委託業務対象外であるため、適正性の観点からすれば返還することを相当と判断する。
- (3) 業務委託仕様書によれば、道路パトロールに使用する車両については会員の自己所有車とされているが、実際にはセンターの車両を利用していたことが認められた。しかし、車両の借上代については、利益性は認められず、純粋な経費相当額であるため、会員の自己所有車であっても、センターの車両であっても違いはなく、問題としない。
- (4) 除草作業の作業時間が 3 ~ 3.5 時間であるが、この事業の労働時間としては 4 時間として計上されている。しかし、この事業については、各現場での作業前後に市に立ち寄ることとなっていた。労働時間は時間的拘束を受ける部分をもって判断すべきであるので、各現場での作業時間のみならず、その準備に

要する時間も含めて差し支えないと判断する。

- (5) 道路パトロール作業については、7月13日に市が説明会を行っているが、この点については、就業報告書の記載がない。しかし、これはこの事業の安全な遂行のために不可欠な準備であるので、この事業における業務の内容に含めてよいと判断する。

2 業務内容の確認等

- (1) 道路パトロール

会員は、市に出向き、市から指定された道路につきパトロールを行い、道路の穴ぼこやカーブミラー・ガードレール等の破損等を土木監理課に報告する。

この際、仕様書により、市はセンターに対し、道路パトロール日誌の作成、及び提出を指示していた。

- (2) 除草作業

また、道水路の除草作業についても、併せて実施することになっていた。この作業場所については、市から指示を受けて行っていた。この際、仕様書により、市はセンターに対し、除草日誌の作成及び提出を指示していた。

3 労働者等の確認

- (1) 実績報告書

実績報告書では、会員D Y、会員E E、会員G F、会員B X、会員F F、会員E X、会員G A、会員C M、会員F S、会員F Bの計10名の会員がこの事業に従事していたと記載される。

- (2) 実際の労働者

本委員会が就業報告書等を調査した結果、上記10名については、実際にこの業務に従事していたことが確認された。

従って、この事業については「名義貸し」は認められない。

4 精算等

- (1) この事業では、実績報告時の人件費として計上された金額については、就業報告書等によって確認できた。従って、センターとの関係で精算を行う必要性はない。
- (2) しかしながら、上述のとおり、市はセンターに対し、業務対象外の市有地についての除草を指示していた。このこと自体は問題ないが、補助金事業の公正

性を確保する意味でも、この部分の費用として、合計11万9700円については、県に対し返還すべきである。

第8 平成22年度 道水路維持管理事業

1 問題点

- (1) 平成21年度において指摘した問題点(1)～(4)と同様である。
- (2) 除草作業において、伐木処理がなされたこと自体は問題としないが、除草作業記録簿において、一部同じ写真での報告が確認された（9月分）。ただし、業務の最終完成自体は確認しているので、このことについては問題としない。

2 業務内容の確認等

平成21年度 道水路維持管理事業と同様である。

3 労働者等の確認

(1) 実績報告書

実績報告書では、会員D Y, 会員D S, 会員G N, 会員A Z, 会員A J, 会員C A, 会員F O, 会員C S, 会員G K, 会員F U, 会員F T, 会員F Gの計12名の会員がこの事業に従事していたと記載される。

(2) 実際の労働者

本委員会が就業報告書等を調査した結果、上記12名については、実際にこの業務に従事していたことが確認された。

従って、この事業については「名義貸し」は認められない。

4 精算等

- (1) 平成21年度と同様、この事業では、実績報告時の人件費として計上された金額については、就業報告書等によって確認できた。従って、センターとの関係で精算を行う必要性はない。
- (2) しかしながら、上述のとおり、市はセンターに対し、業務対象外の市有地についての除草を指示していた。このこと自体は問題ないが、補助金事業の公正性を確保する意味でも、この部分の費用として、合計9万0450円については、県に対し返還すべきである。

第9 平成23年度 道水路維持管理事業

1 問題点

- (1) 平成21年度において指摘した問題点(1)(2)(4)と同様である。
- (2) 除草作業記録簿(6/27), パトロール日誌(7/26)について紛失した日付のものが認められるが、就業報告書から労働実態は認められるので、問題としない。

2 業務内容の確認等

平成21年度 道水路維持管理事業と同様である。

3 労働者等の確認

(1) 実績報告書

実績報告書では、会員A Z, 会員E C, 会員F E, 会員E H, 会員F A, 会員C L, 会員C T, 会員F Z, 会員B N, 会員E I, 会員D J, 会員E V, 会員GMの計13名の会員がこの事業に従事していたと記載される。

(2) 実際の労働者

本委員会が就業報告書等を調査した結果、上記13名については、実際にこの業務に従事していたことが確認された。

従って、この事業については「名義貸し」は認められない。

4 精算等

- (1) 平成21年度と同様、この事業では、実績報告時の人件費として計上された金額については、就業報告書等によって確認できた。従って、センターとの関係で精算を行う必要性はない。
- (2) しかしながら、上述のとおり、市はセンターに対し、業務対象外の市有地についての除草を指示していた。このこと自体は問題ないが、補助金事業の公正性を確保する意味でも、この部分の費用として、合計15万4800円については、県に対し返還すべきである。

第10 平成21年度 逆川清掃

1 問題点

- (1) この事業については「仮払い」が認められた。
- (2) この事業については就業報告書に業務委託期間外の労働がなされたことの記載が含まれていた。この点、既述したとおり樹木剪定といった業務の完成が明らかに分かるものであれば、期間外の作業も含めてよいと考えるが、この逆川

清掃については、何をもって業務の完成とするのか、必ずしも明確ではなく、一定の時間、業務に従事することが業務内容となっているようも見受けられる。

そこで、本委員会としては、契約期間外の作業についてはこの事業外のものとして除外することとした。

(3) 会員の就業報告書について、「スイセン入れ」、「丸太」、「柵」など、下記の業務内容と一致しないものが含まれている。この事業の業務内容に含まれるものであるのか不明な点は、対象外とすることとした（業務内容の特定において問題が生じた原因については、第1部総論にて記したとおりである）。

(4) 市の「仮払い」についての認識について

ア 業務対象の問題で、市としては、除草対策として、ヒメイワダレソウを植栽する計画をしていたことが認められる（羽島用水土地改良区理事長から羽島市長宛てた「逆川清掃について」と題する平成21年11月25日、同月26日付同意書2通参照）。

イ この点について、当時事務局長は、このヒメイワダレソウは、この事業の期間外の5月ころにならなければ植栽できないので、「仮払い」を利用して対応するといったことを、市の職員にも伝えていたと述べる。

ウ 一方、当時、この事業に対処していた職員は、

- ・ ヒメイワダレソウが5月にならなければ植栽できないことは認識しており、この事業にそれは含めていない（業務内容に記載していない）、
- ・ ヒメイワダレソウについては、センターがボランティアを利用して植栽すると述べたものであって、この事業の委託料を「仮払い」の方法をもつて、その植栽作業に充てるということは想えていなかった、
- ・ 従って、「仮払い」については何の認識もなかった、

旨を述べた。

エ 本委員会としては、市の職員の言い分が全て信用できるとは思わないが、市の職員が積極的に「仮払い」を認めるとは考えにくい。市とセンターとの間の意思疎通が適切に行われていなかったため、このような誤解が生じた可能性が高いと考える。

2 業務内容の確認等

羽島市の中心市街地を流れる逆川の清掃業務であり、逆川珪畔の防草対策（草刈り・除草剤散布、防草シート張り）樹木の伐採処分、水路子段の清掃（法面の土砂搬出、仕上げ）、水路清掃（ゴミ拾い・処分）を行うものである。

21年度から23年度にかけて、小熊町、福寿町、新生町、竹鼻町地内において、市が指定した区域に対し、行うものとなっていた。

3 労働者等の確認

(1) 実績報告書

実績報告書では、会員AA、会員FC、会員DY、会員FM、会員EG、会員CF、会員EZ、会員BH、会員FJ、会員GI、会員FQ、会員AF、会員FR、会員AL、会員DS、会員BF、会員BS、会員BG、会員AE、会員DZ、会員AD、会員BB、会員CR、会員GN、会員AY、会員EK、会員FX、会員ER、会員GJ、会員EF、会員BDの計31名の会員がこの事業に従事していたと記載される。

(2) 実際の労働者

ア 本委員会が就業報告書の有無、その筆跡、及び、本人に対する直接聴取または電話聴取により調査した結果、会員EZ、会員CR、会員GJ、会員EF、会員BB、会員BDについては「名義貸し」であったと認められた。

イ 会員CRについては会員AL、会員GJについては会員AA、会員EFについては会員EG、会員BBについては会員BH、会員BDについては会員BFが実際の作業を行っていた。

なお、このうち会員EZについては就業報告書がなく、労働実態がない上に「仮払い」がなされているものと考える。

4 精算等

(1) 実績報告時の資料によれば、この事業につき、次のとおり合計527万4675円が賃金として計上されている。

会員AAに対し、179,800円、会員FCに対し、6,000円、
会員DYに対し、176,775円、会員FMに対し、2,000円、
会員EGに対し、188,300円、会員CFに対し、16,200円、
会員EZに対し、64,000円、会員BHに対し、166,500円、
会員FJに対し、64,000円、会員GIに対し、261,500円、

会員F Qに対し、214,600円、会員A Fに対し、162,500円、
会員F Rに対し、272,000円、会員A Lに対し、365,500円、
会員D Sに対し、318,000円、会員B Fに対し、280,700円、
会員B Sに対し、124,200円、会員B Gに対し、287,200円、
会員A Eに対し、229,100円、会員D Zに対し、240,000円、
会員A Dに対し、299,700円、会員B Bに対し、179,500円、
会員C Rに対し、113,000円、会員G Nに対し、246,200円、
会員A Yに対し、178,700円、会員E Kに対し、93,000円、
会員F Xに対し、254,200円、会員E Rに対し、74,000円、
会員G Jに対し、73,500円、会員E Fに対し、84,000円、
会員B Dに対し、60,000円

(2) この点、上記のとおり「名義貸し」については不当であるため、この事業から除外する。また、業務内容がこの事業のものではない思料される労働については除外した。

その結果、別紙①のとおりの労働実態については就業報告書等から確認できた（除外した業務については別紙の備考に記載した）。

(3) 以上から、この事業については、上記差額である137万0700円について市はセンターとの間で精算をすべきと考える。

そして、この金額については、補助金としての適正性を欠くので、県に対し返還すべきと考える。

第11 平成22年度 逆川清掃

1 問題点

- (1) この事業については「仮払い」及び「名義貸し」が認められた。
- (2) この事業については業務委託期間外の労働が含まれている。この点、平成21年度と同様に除外することとした。
- (3) また、この事業の業務内容ではないものが、就業報告書に記載されていることが見受けられる。この点についても除外する。

2 業務内容の確認等

基本的には平成21年度と同様である。

3 労働者等の確認

(1) 実績報告書

実績報告書では、会員D Y, 会員DM, 会員AM, 会員C D, 会員E G, 会員C G, 会員B H, 会員F V, 会員C U, 会員F R, 会員D S, 会員E Y, 会員B M, 会員B F, 会員A D, 会員G N, 会員F X, 会員A J, 会員G J, 会員C W, 会員E N, 会員D R, 会員D K, 会員B V, 会員E S, 会員C X, 会員E M, 会員C J, 会員B Y, 会員G L, 会員E P, 会員B O, 会員B T, 会員C Pの計34名の会員がこの事業に従事していたと記載される。

(2) 実際の労働者

ア 本委員会が就業報告書の有無、その筆跡、及び、本人に対する直接聴取または電話聴取により調査した結果、会員B T, 会員C Pについては「名義貸し」であったと認められた。

イ 会員B Tについては会員A E (平成21年度に従事), 会員C Pについては会員A Dが実際の作業を行っていた。

4 精算等

(1) 実績報告時の資料によれば、この事業につき、次のとおり合計530万6900円が賃金として計上されている。

会員D Yに対し、29,625円、会員DMに対し、199,000円、
会員AMに対し、241,000円、会員C Dに対し、55,350円、
会員E Gに対し、136,100円、会員C Gに対し、285,900円、
会員B Hに対し、184,300円、会員F Vに対し、228,500円、
会員C Uに対し、242,500円、会員F Rに対し、235,150円、
会員D Sに対し、123,600円、会員E Yに対し、217,500円、
会員B Mに対し、228,500円、会員B Fに対し、173,300円、
会員A Dに対し、193,500円、会員G Nに対し、122,600円、
会員F Xに対し、82,600円、会員A Jに対し、177,300円、
会員G Jに対し、82,800円、会員C Wに対し、167,000円、
会員E Nに対し、157,000円、会員D Rに対し、17,500円、
会員D Kに対し、258,700円、会員B Vに対し、304,100円、
会員E Sに対し、42,750円、会員C Xに対し、221,500円、

会員E Mに対し、25,000円、会員C Jに対し、122,800円、
会員B Yに対し、261,100円、会員G Lに対し、202,100円、
会員E Pに対し、50,175円、会員B Oに対し、26,100円、
会員B Tに対し、110,700円、会員C Pに対し、101,250円

- (2) この点、上記のとおり「名義貸し」については不当であるため、この事業から除外する。また、業務内容がこの事業のものではない思料される労働については除外した。

その結果、別紙②のとおりの労働実態については就業報告書等から確認できた（除外した業務については別紙の備考に記載した）。

- (3) 以上から、この事業については、上記差額である101万9450円について市はセンターとの間で精算をすべきと考える。

そして、この金額については、補助金としての適正性を欠くので、県に対し返還すべきと考える。

第12 平成23年度 逆川清掃

1 問題点

- (1) この事業については「仮払い」及び「名義貸し」が認められた。
(2) また、この事業の業務内容ではないものが、就業報告書に記載されていることが見受けられる。この点についても除外する。

2 業務内容の確認等

基本的には、平成21年度と同様である。

3 労働者等の確認

- (1) 実績報告書

実績報告書では、会員AM、会員E G、会員C G、会員D S、会員BM、会員B F、会員G N、会員F X、会員A J、会員DA、会員AA、会員B C、会員E J、会員DC、会員DY、会員G B、会員AV、会員CB、会員GE、会員C Z、会員B R、会員B I、会員BA、会員AI、会員ED、会員AY、会員C I、会員AC、会員DW、会員CY、会員DN、会員EB、会員EW、会員AW、会員DE、会員AH、会員DL、会員BK、会員CN、会員FW、会員GO、会員AT、会員FY、会員DO、会員DPの計45名の会員がこの事

業に従事していたと記載される。

(2) 実際の労働者

ア 本委員会が就業報告書の有無、その筆跡、及び、本人に対する直接聴取または電話聴取により調査した結果、会員F Y、会員G O、会員F W、会員A T、会員A H、会員C N、会員D O、会員D Pについては「名義貸し」であったと認められた。

イ このうち、会員A Hについては会員E M、会員C Nについては会員A P、会員F Wについては会員F X、会員A Tについては会員A C、会員F Yについては会員AMが、代わって作業に従事していたと認められる。

ウ 一方、会員G O、会員D O、会員D Pについては就業報告書がなく、労働実態がない上に「仮払い」がなされているものと思われる。

エ なお、会員D A、会員D C、会員D Sについては、就業報告書からは契約期間内に業務を行ったことが確認できないので除外する。

また会員C Yについては、就業報告書に合計の労働時間数の記載は認められるが、肝心の各日にちの労働時間（開始、終了等）の記載がない。そこで、会員C Yについても除外する。

4 精算等

(1) 実績報告時の資料によれば、この事業につき、次のとおり合計438万5300円が賃金として計上されている。

会員D Aに対し、2,025円、会員A Aに対し、130,000円、
会員B Cに対し、81,975円、会員E Jに対し、76,975円、
会員D Cに対し、2,025円、会員AMに対し、34,500円、
会員G Bに対し、109,500円、会員A Vに対し、22,500円、
会員C Bに対し、87,500円、会員G Eに対し、76,000円、
会員C Zに対し、6,000円、会員E Gに対し、130,900円、
会員B Rに対し、129,500円、会員C Gに対し、27,000円、
会員B Iに対し、22,500円、会員B Aに対し、121,000円、
会員A Iに対し、172,000円、会員D Sに対し、4,950円、
会員E Dに対し、142,700円、会員B Mに対し、22,500円、
会員B Fに対し、116,950円、会員G Nに対し、19,350円、

会員A Yに対し、21,000円、会員F Xに対し、14,400円、
会員A Jに対し、116,950円、会員C Iに対し、16,200円、
会員A Cに対し、12,000円、会員D Wに対し、8,300円、
会員C Yに対し、220,000円、会員D Nに対し、179,600円、
会員E Bに対し、181,100円、会員D Yに対し、4,000円、
会員E Wに対し、74,000円、会員A Wに対し、224,500円、
会員D Eに対し、58,400円、会員A Hに対し、170,000円、
会員D Lに対し、136,500円、会員B Kに対し、136,500円、
会員C Nに対し、174,000円、会員F Wに対し、227,750円、
会員G Oに対し、227,750円、会員A Tに対し、214,000円、
会員F Yに対し、218,000円、会員D Oに対し、135,000円、
会員D Pに対し、77,000円、

- (2) この点、上記のとおり「名義貸し」については不当であるため、この事業から除外する。また、業務内容がこの事業のものではない思料される労働については除外した。

その結果、別紙③のとおりの労働実態については就業報告書等から確認できた（除外した業務については別紙の備考に記載した）。

- (3) 以上から、この事業については、上記差額である224万8050円について市はセンターとの間で精算をすべきと考える。

そして、この金額については、補助金としての適正性を欠くので、県に対し返還すべきと考える。

第13 平成21年度 土地改良施設維持管理（水門の点検・塗装）事業

1 問題点

- (1) この事業においては「仮払い」及び「名義貸し」は認められなかった。
(2) この事業においては、会員C E、会員A Rの就業報告書に「土均し」の記載があり、この事業の対象外の作業がこの事業の人件費として請求されていた。

2 業務内容の確認等

- (1) 羽島市内一円の土地改良施設の維持管理として、水門の点検、塗装を行うものである。施工箇所は68箇所であり、塗装方法は3回塗り（塗装面積は25

3. 73 m²) と指定されている。

- (2) この事業についても作業写真が貼付されており、業務の完成について問題はない。

3 労働者等の確認

- (1) 実績報告書

実績報告書では、会員CQ、会員DD、会員EA、会員CE、会員ARの計5名の会員がこの事業に従事していたと記載される。

- (2) 実際の労働者

本委員会が就業報告書等を調査した結果、上記5名については、実際にこの業務に従事していたことが確認された。

従って、この事業については「名義貸し」は認められない。

4 精算等

- (1) この事業では就業報告書で全ての労働を確認できた。

- (2) ただし、問題点にて指摘したとおり、会員CE、会員ARの2月、3月の就業報告書には「土均し」（おそらくは逆川清掃作業のものと思われる）との記載がある。この点につき、会員ARに事情聴取を行ったところ、同人自身が逆川（だと思うが）そのような作業をしたと認めた。

従って、「土均し」についての下記の合計78時間分の労働時間は、この事業の労働時間から除外する。

- ・会員CE（2月分）就業報告書 33h 分 (29,700 円)
- ・会員AR（2月分）就業報告書 32h 分 (28,800 円)
- ・会員AR（3月分）就業報告書 13h 分 (11,700 円)

- (3) 以上から、この事業については、上記差額である7万0200円について市はセンターとの間で精算をすべきと考える。

そして、この金額については、補助金としての適正性を欠くので、県に対し返還すべきと考える。

第14 平成22年度 土地改良施設維持管理（水門の点検・塗装）事業

1 問題点

特段に認められない。

2 業務内容の確認等

基本的には平成21年度と同様である。ただし施工箇所は54箇所であり、塗装方法は3回塗り（塗装面積は250.34m²）と指定されている。

3 労働者等の確認

(1) 実績報告書

実績報告書では、会員FR、会員AD、会員DR、会員EMの計4名の会員がこの事業に従事していたと記載される。

(2) 実際の労働者

本委員会が就業報告書等を調査した結果、上記4名については、実際にこの業務に従事していたことが確認された。

従って、この事業については「名義貸し」は認められない。

4 精算等

(1) 実績報告時の資料によれば、この事業につき、次のとおり合計59万3550円が賃金として計上されている。

会員FRに対し、67,950円、会員ADに対し、66,600円、

会員DRに対し、243,000円、会員EMに対し、216,000円

(2) この点、就業報告書から確認できる次の賃金については、この事業に関する支払いとして相当と認めてよいと考える。

会員FRに対し、64,350円（11月51.5h、3月20h）

会員ADに対し、63,000円（11月50h、3月20h）

会員DRに対し、243,000円

（11月56h、12月84.5h、1月73h、2月56.5h）

会員EMに対し、216,000円

（11月31h、12月84.5h、1月68.5h、2月56h）

なお、この事業について作業日報なる書類があるが、この作成経緯は判明せず、どの部分を誰が記載を行っていたのかも特定できなかった。従って、検討資料としては利用しなかった。

(3) 以上から、この事業については、上記差額である7200円について市はセンターとの間で精算をすべきと考える。

そして、この金額については、補助金としての適正性を欠くので、県に対し

返還すべきと考える。

第15 平成23年度 土地改良施設維持管理（水門の点検・塗装）事業

1 問題点

- (1) この事業について、「仮払い」及び「名義貸し」は認められなかった。
- (2) この事業について、業務委託契約書では、11月1日から平成24年3月9日までが業務委託期間であるが、人数が少ない割に塗装面積が大きいこともあるからか、3月末までかかっている。本来であれば、履行遅滞、あるいは契約期間の変更の問題となるが、大きくずれ込むものでもなく、やむを得ないものと考えられるので、問題としない。

2 業務内容の確認等

基本的には平成21年度と同様である。ただし、施工箇所は9箇所であり、塗装方法は3回塗り（塗装面積は304m²）と指定されている。

3 労働者等の確認

(1) 実績報告書

実績報告書では、会員D F、会員G C、会員D Tの計3名の会員がこの事業に従事していたと記載される。

(2) 実際の労働者

本委員会が就業報告書等を調査した結果、上記3名については、実際にこの業務に従事していたことが確認された。

従って、この事業については「名義貸し」は認められない。

4 精算等

(1) 実績報告時の資料によれば、この事業につき、次のとおり合計50万0400円が賃金として計上されている。

会員D Fに対し、232,650円、会員G Cに対し、193,950円

会員D Tに対し、73,800円

(2) この点、就業報告書から確認できる次の賃金については、この事業に関する支払いとして相当と認めてよいと考える。なお就業報告書には「車」と記載があり、車の損料も記載されているように考えられるが、正確な意味まで判明しなかつたため、ここでは除外した。

会員D F 119,250 円（2月 76.5 h, 3月 56 h）

会員G C 183,150 円

（1 1月 31.5 h, 1 2月 49 h, 1月 38 h, 2月 21 h, 3月 64 h）

会員D T 45,000 円（1 1月 25.5 h, 1月 24.5 h）

(3) 以上から、この事業については、上記差額である 15万3000円について市はセンターとの間で精算をすべきと考える。

そして、この金額については、補助金としての適正性を欠くので、県に対し返還すべきと考える。

第16 平成21年度 上面維持管理

1 問題点

- (1) この事業について、「仮払い」及び「名義貸し」は認められない。
- (2) 草運搬の賃金単価が、業務委託契約締結時の設計では時給 1000 円とされているが、実際に会員に対し支払われた時給は 500 円とされており、精算の際に問題となる。

2 業務内容の確認等

羽島市福寿町・竹鼻町・江吉良町 地内他の桑原用水幹線の上面の草刈作業及び清掃業務である。東幹線上面 1480 m, 西幹線上面 1840 m について、歩道部分は草取り及び草の処分を年 3 回、そして清掃作業、歩道以外の部分は草刈及び草の処分を年 3 回行うこととなっていた。

3か月余りの期間内に 3 回行う必要性があるか（草刈り作業が主たる業務であるが、この事業の後半においては草の運搬が行われた実績が確認できない）は別にして、業務の完成については適切に完了確認が行われているので、ここでは問題としない。

3 労働者等の確認

(1) 実績報告書

実績報告書では、会員 G P, 会員 A A, 会員 A V, 会員 C V, 会員 F M, 会員 E G, 会員 B H の計 7 名の会員がこの事業に従事していたと記載される。

(2) 実際の労働者

本委員会が就業報告書等を調査した結果、上記 7 名については、実際にこの

業務に従事していたことが確認された。

従って、この事業については「名義貸し」は認められない。

4 精算等

- (1) 実績報告時の資料によれば、この事業につき、合計31万8500円が賃金として計上されている。

会員G Pに対し、11,000円、会員A Aに対し14,400円、

会員A Vに対し、186,300円、会員C Vに対し14,000円、

会員F Mに対し、5,000円、会員E Gに対し15,400円、

会員B Hに対し、72,400円

- (2) この点、この事業については定型化した就業報告書はない。その代わりに、会員が作成したと認められる「作業連絡票」と題する書類がある。会員2人で1通の作業連絡票を作成しているものもあるが、会員が労働時間等を記載したものであり、定型化した就業報告書と同様の信用性を認める。ただし、作業箇所が業務の対象外となっている部分もあるため、この点については不相当とする。

この作業連絡票によって確認できる次の賃金については、この事業に関する支払いとして相当と認めてよいと考える。

また、運搬の賃金単価については、契約当初の設計に従い、時給1000円として計算した。

会員G Pに対し、10,500円（草運搬・7月8.5h、8月2h）

会員A Aに対し、14,400円（草刈・7月8h、8月8h）

会員A Vに対し、64,800円（草刈・7月32h、8月40h）

会員C Vに対し、14,000円（草運搬・7月5.5h、8月8.5h）

会員F Mに対し、5,500円（草運搬・8月5.5h）

会員E Gに対し、14,400円（草刈・7月8h、8月8h）

会員B Hに対し、110,700円（草刈・7月32h、8月44h、9月47h）

- (3) 以上から、この事業については、上記差額である8万3700円について市はセンターとの間で精算をすべきと考える。

そして、この金額については、補助金としての適正性を欠くので、県に対し返還すべきと考える。

(4) また、草運搬に関し、センターは時給500円として会員に支払いをしているが、この費用については時給1000円に計算し直して、その差額を会員に支給すべきである。しかし、仮にセンターが、会員に対しこの差額を支給しないのであれば、その差額をセンターが利得する理由はないので、市に対し返還すべきものと考える。

第17 平成22年度 上面維持管理

1 問題点

- (1) この事業について、仮払い、名義貸しは認められない。
- (2) 草運搬の時給であるが、平成21年度と異なり、時給900円として設計されており、かつ会員にもそのとおり支払いがなされているので、この事業については問題ない。

2 業務内容の確認等

平成21年度と同様である。ただし、対象区域が変わり、羽島市福寿町、竹鼻町、江吉良町、上中町、堀津町 地内他の東幹線上面1870m、西幹線上面1840mである。

3 労働者等の確認

(1) 実績報告書

実績報告書では、会員AA、会員FM、会員EG、会員EU、会員FQ、会員DS、会員CH、会員FHの計8名の会員がこの事業に従事していたと記載される。

(2) 実際の労働者

本委員会が就業報告書等を調査した結果、上記8名については、実際にこの業務に従事していたことが確認された。

従って、この事業については「名義貸し」は認められない。

4 精算等

この事業では就業報告書及び同様に信用性が認められる作業連絡票において、全ての労働を確認できた。

従って、特に精算を行う必要性はない。

第18 平成23年度 上面維持管理

1 問題点

この事業については、「仮払い」及び「名義貸し」が認められた。

2 業務内容の確認等

平成21年度と同様である。ただし、対象区域が変わり、羽島市福寿町、竹鼻町、江吉良町、上中町、堀津町 地内 の東幹線上面2060m、西幹線上面2250mである。

3 労働者等の確認

(1) 実績報告書

実績報告書では、会員AA、会員EG、会員EU、会員FQ、会員CC、会員BF、会員AD、会員AJ、会員AU、会員AP、会員EO、会員GHの計12名の会員がこの事業に従事していたと記載される。

(2) 実際の労働者

本委員会が就業報告書等を調査した結果、上記会員AUについては、就業報告書が会員AN（そこを手書きで会員AUと修正）とされているため「名義貸し」が疑われた。このことにつき、会員ANから事情聴取したところ、実際に同人が作業を行ったとのことであったので、「名義貸し」であることが確認された。

その他の11名については、実際にこの業務に従事していたことが確認された。

4 精算等

(1) 実績報告時の資料によれば、この事業につき、次のとおり合計33万8400円が賃金として計上されている。

会員AAに対し、7,200円、会員EGに対し、8,100円、
会員CCに対し、2,700円、会員EUに対し、8,100円、
会員FQに対し、8,100円、会員BFに対し、6,750円、
会員ADに対し、2,700円、会員AJに対し、6,750円、
会員AUに対し、134,100円、会員APに対し、96,300円、
会員EOに対し、36,000円、会員GHに対し、21,600円

(2) この点、就業報告書、及び同様に信用性が認められる作業連絡票から確認で

きる次の賃金については、この事業に関する支払いとして相当と認めてよいと考える。なお、会員AUについては、「名義貸し」であるため除外する。

会員AAに対し、7,200円（7月8h）

会員EGに対し、8,100円（7月9h）

会員CCに対し、2,700円（7月3h）

会員EUに対し、2,700円（7月3h）

会員FQに対し、2,700円（7月3h）

会員BFに対し、42,750円（7月47.5h）

なお、同人に対する配分金明細書7月分には仮払分36,000円減額とあるが、これは別の事業において「仮払い」を受けたものを、この事業において労働として提供したため、配分金として支払わない（すなわち減額）としたものと考えられる。

会員ADに対し、2,700円（7月3h）

会員AJに対し、39,150円（7月43.5h）

なお、同人に対する配分金明細書7月分には仮払分36,000円減額とあるが、これは別の事業において「仮払い」を受けたものを、この事業において労働として提供したため、配分金として支払わない（すなわち減額）としたものと考えられる。

会員APに対し、128,700円

（7月45h, 8月57h, 9月41h）

会員EOに対し、21,600円（7月24h）

会員GHに対し21,600円（7月24h）

(3) 以上から、この事業については、上記差額である5万8500円について市はセンターとの間で精算をすべきと考える。

そして、この金額については、補助金としての適正性を欠くので、県に対し返還すべきと考える。

(4) また、上述したとおり、草運搬につきセンターは実績報告書の賃金単価を時給500円として計算しているが、契約締結時には賃金単価は時給1000円としている。そこで、その差額を会員に対し支給すべきである。

仮にセンターが、会員に対しこの差額を支給しないのであれば、その差額を

センターが利得する理由はないので、市に対し返還すべきものと考える。

第19 平成22年度 ジャンボタニシの駆除

1 問題点

この事業については、「仮払い」が認められた。

2 業務内容の確認等

(1) 市内一円の用排水路を巡回し、水路に生息しているジャンボタニシの卵塊(原則卵とする)を水路等へ搔き落として死滅させて駆除するものである。原則として、2人1組となり作業を行うものとしている。

(2) 成貝が多く発生しているところは、成貝の駆除も行い、この処理については乾燥後に粉碎等の適切な処理をすることとなっている。

なお、平成23年度のこの事業の仕様書には、粉碎後、「堆肥化」することとされているが、平成22年度のこの事業の仕様書にはその記載はない。ただし、平成22年度においてもセンターは「適切な処理」として「堆肥化」の作業を行っている。

(3) また、仕様書により、センターは作業日誌を作成するよう指示されており(ただし提出は業務の完成要件とはなっていない)、ここには、約1kmごとに作業前後及び作業中の写真を、作業を行った箇所がわかる平面図に添付することとなっている。

3 労働者等の確認

(1) 実績報告書

実績報告書では、会員DG、会員AN、会員CC、会員AC、会員CO、会員AE、会員AD、会員GN、会員DZの計9名の会員がこの事業に従事していたと記載される。

(2) 実際の労働者

本委員会が就業報告書等を調査した結果、上記9名については、実際にこの業務に従事していたことが確認された。

従って、この事業では「名義貸し」は認められない。

4 精算等

(1) 実績報告時の資料によれば、この事業につき、次のとおり合計259万20

00円が賃金として計上されている。

会員CCに対し、489,150円、会員AEに対し、301,500円

会員DZに対し、13,050円、会員ADに対し、321,300円、

会員GNに対し、13,050円、会員DGに対し、266,400円、

会員ACに対し、482,400円、会員COに対し、489,150円、

会員ANに対し、216,000円

(2) この事業については、駆除作業については就業報告書に記載がなされている。

一方、「堆肥化」作業については「作業連絡票」と題する書面にて確認できる。

この書面も会員が作成したものであり、労働時間の記載については定型化した就業報告書と同様に信用できる。

これらの資料から確認できる労働時間については、下記2点46時間分（合計41,400円）の「仮払い」を除き、実績報告書において添付された業務日報との間に齟齬は認められなかった。

・会員AE（10月分）就業報告書からは60.5hの労働時間が認められる。

実績報告書では72.5hとして計上されており12h分（10,800円）が仮払い

・会員AD（10月分）就業報告書からは60.5hの労働時間が認められる。

実績報告書では94.5hとして計上されており34h分（30,600円）が仮払い

(3) 以上から、この事業については、上記差額である4万1400円について市はセンターとの間で精算をすべきと考える。

そして、この金額については、補助金としての適正性を欠くので、県に対し返還すべきと考える。

第20 平成23年度 ジャンボタニシの駆除

1 問題点

実績報告書に添付された業務日報において、堆肥化の作業がなされている場合には、就業報告書的な労働時間に移動時間を加味して実績報告書にて請求がなされている。

2 業務内容の確認等

基本的には平成22年度 ジャンボタニシの駆除と同様である。

ただし、成貝については、平成22年度の仕様書には粉碎処理のみであったが、

上述したとおり、センターが粉碎後堆肥化の処理を行っていたことを踏まえ、平成23年度の仕様書には、粉碎処理を行い乾燥後に木片チップと混合して堆肥として再利用することが明記された。

3 労働者等の確認

(1) 実績報告書

実績報告書では、会員B P, 会員B Z, 会員D B, 会員B W, 会員B Q, 会員C K, 会員A E, 会員A D, 会員A O, 会員C Cの計10名の会員がこの事業に従事していたと記載される。

(2) 実際の労働者

本委員会が就業報告書等を調査した結果、上記10名については、実際にこの業務に従事していたことが確認された。

4 精算等

(1) 実績報告時の資料によれば、この事業につき、次のとおり合計506万8800円が賃金として計上されている。

会員B Qに対し、666,000円、会員C Cに対し、67,500円、
会員A Oに対し、244,350円、会員A Eに対し、477,900円、
会員A Dに対し、233,550円、会員C Kに対し、666,000円、
会員B Pに対し、676,800円、会員D Bに対し、714,150円、
会員B Zに対し、609,300円、会員B Wに対し、713,250円

(2) この点、就業報告書、及び同様に信用性が認められる作業連絡票から確認できる次の賃金については、この事業に関する支払いとして相当と認めてよいと考える。

会員B Pに対し、676,800円

(4月24h, 5月108h, 6月, 120h, 7月84h, 8月88h, 9月91h,
10月114h, 11月123h)

会員B Zに対し、609,300円

(4月24h, 5月108h, 6月120h, 7月84h, 8月88h, 9月91h,
10月114h, 11月48h)

会員D Bに対し、713,250円

(4月35h, 5月114.5h, 6月120h, 7月80h, 8月84h, 9月93.5h

10月 121.5h, 11月 144h)

会員BWに対し, 712,350円

(4月 35h, 5月 113.5h, 6月 120h, 7月 80h, 8月 84h, 9月 93.5h

10月 121.5h, 11月 144h)

会員BQに対し, 666,000円

(5月 145h, 6月 124h, 7月 84h, 8月 87h, 9月 87h, 10月 93h,

11月 120h)

会員CKに対し, 666,000円

(5月 145h, 6月 124h, 7月 84h, 8月 87h, 9月 87h, 10月 93h,

11月 120h)

会員AEに対し, 457,200円

(4月 10.5h, 5月 59h, 6月 66.5h, 7月 60h, 8月 72h, 9月 60h,

10月 83.5h, 11月 96.5h)

会員ADに対し, 175,050円

(4月 10.5h, 5月 59h, 6月 55.5h, 7月 38.5h, 8月 31h, 9月 60h,

10月 83.5h, 11月 96.5h)

会員AOに対し, 244,350円

(8月 21.5h, 9月 60h, 10月 89.5h, 11月 100.5h)

会員CCに対し, 67,500円 (11月 75h)

(3) 以上から、この事業については、上記差額である8万1000円について市はセンターとの間で精算をすべきと考える。

そして、この金額については、補助金としての適正性を欠くので、県に対し返還すべきと考える。

第3部 ま　と　め

第1 再発防止に向けての取組の必要性

- 1 市が行う事業は、市独自の事業に限らず、国や県からの補助金事業であったとしても、それらは公金、すなわち、国民、市民等からの税金により賄われるものである。事業遂行においては、業務の公正かつ適正な執行、経理の透明性が強く求められていることは、いまさら指摘するまでもない。
- 2 今回の本委員会の調査では、「仮払い」、「名義貸し」といった方法で、一部不明朗で不当な経理処理が行われていたと認定されるが、当時、市はそれを完全にチェックすることができていなかった。
- 3 その背景としては、以下ののような事情が考えられる。

逆川清掃事業やジャンボタニシ駆除事業など、本来は市民のために市の事業として実施が検討されるべきであったものの、予算上の制約から実現が困難であった事業が、県の緊急雇用創出事業として補助金が交付される見通しとなったことに伴い、市において多数の事業の申請を行うこととなった。これらは、通常の市政の業務に加えて、新たに担当する業務となり、担当部署の実務手続上の負担は増大したと推察される。

また、緊急雇用創出事業は、人件費の総額を基準に事業費を精算することや、新規雇用者が一定以上の比率を占めることが必要とされるなど、従来の事業と比較するとやや特殊な要件が加わる事業であるが、その特殊性から派生する問題点について、市の側でも必ずしも十分に認識できていなかったと推察される。

- 4 今回の緊急雇用対策事業において、不適切な経理処理が行われ、それが市によっても十分にチェックされていなかったことは、結果として市政に対する市民の不信を招くことにつながりかねない。

このため、市において、今後、類似の補助金事業等を実施する場合等に備え、第2項以下に記載するような方策を探られることを検討されることを望む。

第2 市に対する提言

- 1 事業の特殊性を考慮した管理指針の作成

本事業は、緊急雇用創出事業として行われたものであり、業務委託契約書に記載した契約金額（見積金額）と、実際の事業費（雇用者の時間給総額と事務費等）とに差額が生じた場合には、精算を行うという特殊性のある事業であった。また新規雇用者が一定比率を占める必要があるという特殊性のある事業であった。

委託金額を確定するためには、業務が完了した現地の状況を確認するのみならず、業務に費やした総労働時間が正確であるかを確認する作業が必要となる。屋外で行われる作業であれば、尚更のこと、「仮払い」のような不正な経理処理をチェックするために、雇用者の総労働時間数を適正に把握するためにどのような管理指針が必要となるか、また「名義貸し」のような不正な経理処理をチェックし、新規雇用の比率を確認するために、どのような管理指針が必要となるか等、事業の特殊性に配慮した管理指針を作成し、それにもとづいて事業遂行を管理することが望ましいと考えられる。

無論のこと、全事業について、連日、現場に赴き、これを管理することは現実的ではない。かといって、センターに業務を委託したまま、中間での管理・監督も行なわず、事業完了・完成時の報告文書のチェックのみをもって、総労働時間を確認することに限界があることも事実である。

厚生労働省、及び県からの補助金事業として事業を遂行する以上、その事業が適正に行われていることについての説明責任（アカウンタビリティ）にも留意しつつ、公正性・透明性を確保するよう努めることが必要である。

業務委託契約款第3条において、市には委託業務についてセンターの業務遂行を調査する権限や、センターに対して報告を求める権限が認められている。この調査権限や報告を求める権限にもとづき、隨時、市職員においてセンターに対して調査を実施したり、あるいはセンターから中間報告を求めたりすることが望ましかったと言える。全ての事業について、中間での調査や報告が必須であると指摘するものではないが、少なくとも契約期間が3ヶ月、6ヶ月を超えるものについては、隨時（抜打ち調査を含む）、現地の状況確認や労働時間等について調査を実施したり、センターに対して報告を求めたりする等の対応を行うことを内容として、業務委託契約管理指針を作成し、指針に基づいたチェックを行うことが望まれる。

なお、管理指針の作成については、市の顧問弁護士等の法律家、公認会計士等

の専門家の意見を聴取し、事業の特殊性に十分配慮した指針を作成することが望まれる。

また、本事業のように多くの部署が関与するような場合には、各部署が相互に意思交換をし、情報を共有することが肝要である。道水路維持管理事業を担当していた土木監理課のように、仕様書にて除草作業記録簿等の作成を指示している部署も認められたので、こうした管理体制についての情報の共有は行うべきである。

2 センターとの意思疎通の確保

本事業においては、センターとの意思疎通が十分に図られていないという面がある。

逆川清掃事業において、清掃業務がどの範囲に及ぶのかについて、業務委託契約書（仕様書を含む、以下同じ。）の文言上の解釈だけからは一義的に明らかとは言えない面がある。法面清掃を含むか否か、自生する水仙の移植業務を含むか否か、ヒメイワダレソウの植栽を含むか否かといった点が、業務委託契約書からは一義的に明らかでなく、その解釈について、市とセンターとの認識に齟齬が存在した。

清掃業務のすべての業務内容を詳細に規定してしまうことは、現実には不可能であるし、細部に亘り、数百頁に亘るような詳細な契約を明記するという法理は、必ずしも本邦における契約には妥当しない面もある。

このような、業務委託契約の記載内容からは一義的に明らかとは言えない業務を本事業に含めるか否かといった疑義が存在することを認識した段階で、改めて速やかに協議ができるようセンターとの意思疎通を綿密に図ることが望まれる。

また、公園清掃事業では、どの公園が事業対象であるのかについて疑義があり、現実には事業対象外の公園についても、事業対象として認識され清掃業務が行われた。この点は業務委託契約の内容に不明確な点があった可能性がある。事業対象公園の特定は、契約の基本的事項であり、業務委託契約において、具体的に特定することが望まれるし、少なくとも疑義があれば、速やかに協議の上で確定することが望まれる。そして、協議の内容については、単に口頭での確認にとどまらず、それらを記録として残しておくことが望まれる。

第3 センターに対する提言

1 公益社団法人羽島市シルバー人材センターは、県が監督官庁であり、市において一般的な調査・監督を行う立場にはない。

個別の業務委託契約において、業務委託契約約款第3条では、委託業務の処理状況を調査する権限や、センターに対して報告を求めることができると記載されている。本事業の調査において、センター側にも改善が望まれる点があるとの結論に至った。2項以下に指摘する点について、センターにおいても、改善策を策定するに当たっての一助にしていただければ幸いである。

2 理事、監事の関与

本事業では、センター常務理事である当時事務局長を中心となって、「仮払い」や「名義貸し」が行われたと認定した。

しかしながら、本事業当時、当人である常務理事を除く他の理事（当時は、センターが行っている業務の内容、その実施状況について、必ずしも具体的に認識していたと認めることはできなかった。

理事は法人における執行機関であり、監事は、センターが行う事業について、法令又は定款に違反することがないよう監査し、法令・定款等に違反する業務遂行を是正し、あるいは中止させるべき立場にある。常務理事を除くその他の理事や監事が無報酬であることは、理事や監事としての善良なる管理者としての注意義務を軽減する理由にはならない。

理事や監事が、受託業務の内容やその実施状況を具体的に認識しておらず、「仮払い」や「名義貸し」が行われていることがチェックできなかつたことは、センターのガバナンス、コンプライアンス体制が不十分であると言わざるを得ない。法人組織としてのガバナンスの徹底を求めたい。公益法人である以上、組織の公正性を図ることは不可欠である。外部組織による監査も念頭に、統治システムの構築を急ぐべきである。一部の職員に権限が集中しないよう、法人内で適切に意思決定を行われる組織の構築が求められる。

3 抜打ち調査や報告要請に対応できる体制の整備

当委員会は市に対し、業務委託契約約款第3条の「委任業務の処理状況の調査や報告をもとめることができる。」との条項にもとづき、抜き打ちでの隨時検

査を含め、管理指針を作成してチェックすることを提案した。

その対象となるセンターにおいても、市の管理指針に基づいた調査や報告要請に対して、必要かつ十分な対応が可能になるような、体制の整備（業務日報や作業日報の作成・保管等を含む）、会員への指導を行うことが望まれる。本調査では1ヶ月分の作業日報を月末にまとめて作成し提出していることが疑われる例も散見されたが、この方法が常態化することが好ましいものでないことは明らかである。

4 市との意思疎通の確保

当委員会は市に対し、業務委託契約の内容に疑義が存在することを認識した段階で、改めて速やかに協議ができるようセンターとの意思疎通を綿密に図ることを提言した。

その対象となるセンターにおいても、同様に、業務委託契約の内容に疑義がある場合、あるいは事業遂行上で疑義が生じた場合には、速やかにその疑義を解消すべく、市担当者との意思疎通を図ることが望まれる。

特に、業務内容や対象地は、業務委託契約の権利・義務の範囲を確定するものであり、単に口頭での確認にとどまらず、それらを記録として残しておくことが望まれる。センターは会員に対して配分金を支払う義務があり、事業対象外であるとして請負代金が支払われない場合に、会員が配分金を受領できないという不利益を被りかねないことも懸念される。センターは個々の会員に不利益が及ばないよう配慮するという意味でも、業務委託契約内容を正しく理解し、かつ契約内容に疑義がある場合には速やかに協議を行うことが望まれる。

以 上

平成25年11月8日

羽島市緊急雇用創出事業委託に関する第三者調査委員会

委員長 青山邦夫

委員 伊藤新一郎

委員 白井智浩

委員 中村勝己

委員 水野吉博

H21 逆川清掃事業

契約期間:平成21年11月27日から平成22年3月23日まで

氏名		就業報告書にて確認できる労働時間				
		日数	時間	時給	金額	備考
会員CF	12月	3	18.0	900	16,200	
	計	3	18		16,200	
会員FJ	1月	6	36.0	1,000	36,000	
	2月	5	28.0	1,000	28,000	
	計	11	64		64,000	
会員GI	1月	7	47.0	1,000	47,000	
	2月	17	100.5	1,000	105,000	
	3月	8	58.0	1,000	58,000	
	計	32	205.50		210,000	
会員FQ	12月	17	124.0	900	111,600	
	1月	1	3.5	1,000	3,500	
	2月	16	92.0	1,000	92,000	
	3月	6	44.0	1,000	44,000	対象外:16日丸太
	計	40	264		251,100	
会員AF	3月					対象外:スイセン入れ
	計	0	0		0	
会員FR	1月	7	44.0	1,000	44,000	
	2月	17	100.5	1,000	100,500	
	3月	12	87.5	1,000	87,500	対象外:15・16日水門
	計	36	232		232,000	
会員DS	12月	17	120.0	900	108,000	
	1月	1	3.5	1,000	3,500	
	2月	16	92.0	1,000	92,000	
	3月	8	55.0	1,000	55,000	対象外:16日丸太
	計	42	270.50		258,500	
会員BS	1月	6	21.0	1,000	21,000	
			6.0	1,200	7,200	
	2月	14	42.0	1,000	42,000	
	3月	8	30.0	1,000	30,000	
	計	28	99		100,200	
会員BG	12月	3	18.0	900	16,200	
	1月	9	59.0	1,000	59,000	
	2月	17	101.5	1,000	101,500	
	3月	7	53.0	1,000	53,000	期間外:28日、対象外: 水門50.5h(配分金より)
	計	36	231.50		229,700	
会員AE	1月	6	24.0	1,000	24,000	川中19日3h、20日3h、25 日6h 合計12h
			12.0	1,200	14,400	
	2月	13	76.0	1,000	76,000	
	3月	8	57.5	1,000	57,500	
	計	27	169.50		171,900	

H21 逆川清掃事業

契約期間: 平成21年11月27日から平成22年3月23日まで

氏名		就業報告書にて確認できる労働時間				
		日数	時間	時給	金額	備考
会員DZ	1月	6	36.0	1,000	36,000	
	2月	14	82.0	1,000	82,000	
	3月	8	58.0	1,000	58,000	
	計	28	176		176,000	
会員AD	12月	3	18.0	900	16,200	
	1月	8	52.0	1,000	52,000	
	2月	17	100.5	1,000	100,500	
	3月	8	59.5	1,000	59,500	
	計	36	230.00		228,200	
会員GN	1月	6	36.0	1,200	43,200	
	2月	14	82.0	1,000	82,000	
	3月	8	57.0	1,000	57,000	
	計	28	175		182,200	
会員AY	1月	6	27.0	1,000	27,000	
			6.0	1,200	7,200	
	2月	5	24.0	1,000	24,000	
	3月	8	56.5	1,000	56,500	
	計	19	113.50		114,700	
会員EK	1月	16	93.0	1,000	93,000	
	計	16	93		93,000	
会員FX	1月	6	36.0	1,200	43,200	
	2月	15	89.0	1,000	89,000	
	3月	9	66.0	1,000	66,000	
	計	30	191		198,200	
会員ER	2月	1	7.0	1,000	7,000	
	3月	9	67.0	1,000	67,000	
	計	10	74		74,000	
会員AA	12月	14	90.0	900	81,000	
	1月	6	6.0	1,000	6,000	
			24.0	1,200	28,800	
	2月	9	48.0	1,000	48,000	
	3月	2	16.0	1,000	16,000	
	計	31	184		179,800	
会員FC	3月					対象外: 大工6h
	計	0	0		0	
会員DY	12月	7	38.75	900	34,875	
	1月	4	9.0	1,000	9,000	
			12.0	1,200	14,400	
	2月	11	64.5	1,000	64,500	
	3月	6	54.0	1,000	54,000	
	計	28	178.25		176,775	

H21 逆川清掃事業
契約期間:平成21年11月27日から平成22年3月23日まで

氏名		就業報告書にて確認できる労働時間				
		日数	時間	時給	金額	備考
会員FM	1月	1	2.0	1,000	2,000	
	計	1	2		2,000	
会員EG	12月	10	65.0	900	58,500	
	1月	6	6.0	1,000	6,000	
			24.0	1,200	28,800	
	2月	10	57.0	1,000	57,000	
	3月	5	38.0	1,000	38,000	
	計	31	190		188,300	
会員BH	11月	1	7.0	900	6,300	
	12月	22	148.0	900	133,200	
	2月					対象外:柵作り27h
	計	23	155		139,500	
会員AL	11月	1	7.0	900	6,300	
	12月	22	148.0	900	133,200	
	1月	2	10.0	1,000	10,000	
	2月	17	101.0	1,000	101,000	
	3月	14	106.5	1,000	106,500	対象外:期間外28日
	計	56	372.50		357,000	
会員BF	11月	1	7.0	900	6,300	
	12月	21	141.0	900	126,900	
	2月	8	52.5	1,000	52,500	対象外:柵作り20h
	3月	11	75.0	1,000	75,000	
	計	41	275.50		260,700	

H22 逆川清掃事業

契約期間: 平成22年11月22日から平成23年3月22日まで

氏名		就業報告書で確認できる労働時間				
		日数	時間	時給	金額	備考
会員DM	1月	12	84	1,000	84,000	
	2月	6	40	1,000	40,000	
		1	7	1,000	7,000	
		6	42	1,000	42,000	
	計	25	173		173,000	
会員AM	1月	12	84	1,000	84,000	
	2月	6	42	1,000	42,000	
		5	35	1,000	35,000	
	3月	9	60	1,000	60,000	期間外:23日
	計	32	221		221,000	
会員CD	2月	9	43	900	38,700	
	計	9	43		38,700	
会員CG	12月	5	34	900	30,600	
		3	22	900	19,800	
	1月	11	77	1,000	77,000	
	2月	6	42	1,000	42,000	
		5	35	1,000	35,000	
	3月	9	61.5	1,000	61,500	期間外:23日
	計	39	271.5		265,900	
会員FV	1月	12	80	1,000	80,000	
	2月	6	35	1,000	35,000	
		5	32	1,000	32,000	
	3月	9	61.5	1,000	61,500	期間外:23日
	計	32	208.5		208,500	
会員CU	1月	12	84	1,000	84,000	
	2月	6	42	1,000	42,000	
		5	35	1,000	35,000	
	3月	9	61.5	1,000	61,500	期間外:23日
	計	32	222.5		222,500	
会員EY	1月	12	73	1,000	73,000	
	2月	9	63	1,000	63,000	
	3月	9	61.5	1,000	61,500	期間外:23日
	計	30	197.5		197,500	
会員BM	1月	12	84	1,000	84,000	
	2月	5	35	1,000	35,000	
		4	28	1,000	28,000	
	3月	1	5.5	1,000	5,500	
		1	7	1,000	7,000	
		7	49	1,000	49,000	期間外:23日
	計	30	208.5		208,500	

H22 逆川清掃事業

契約期間: 平成22年11月22日から平成23年3月22日まで

氏名		就業報告書で確認できる労働時間				
		日数	時間	時給	金額	備考
会員CW	1月	3	18	1,000	18,000	
	2月	2	14.5	1,000	14,500	
		7	47.5	1,000	47,500	
		9	61	1,000	61,000	
	計	21	141		141,000	
会員EN	1月	6	42	1,000	42,000	
	2月	7	47	1,000	47,000	
		6	42	1,000	42,000	
	計	19	131		131,000	
会員DK	11月	3	21	900	18,900	
	12月	9	58	900	52,200	
		2	6	900	5,400	
		4	18	900	16,200	
	1月	8	56	1,000	56,000	
	2月	5	35	1,000	35,000	
		1	7	1,000	7,000	
		6	42	1,000	42,000	
	計	38	243		232,700	
会員BV	11月	4	28	900	25,200	
	12月	9	62	900	55,800	
		2	6	900	5,400	
		4	18	900	16,200	
	1月	11	77	1,000	77,000	
	2月	2	14.5	1,000	14,500	
		6	42	1,000	42,000	
		6	42	1,000	42,000	
	計	44	289.5		278,100	
会員ES	11月	8	47.5	900	42,750	
	計	8	47.5		42,750	
会員CX	1月	11	77	1,000	77,000	
	2月	5	35	1,000	35,000	
		4	28	1,000	28,000	
	3月	8	54.5	1,000	54,500	期間外:23日
	計	28	194.5		194,500	
会員CJ	11月	1	7	900	6,300	
	12月	2	15	900	13,500	
	1月	4	28	1,000	28,000	
	2月	7	49	1,000	49,000	
	計	14	99		96,800	

H22 逆川清掃事業

契約期間: 平成22年11月22日から平成23年3月22日まで

氏名		就業報告書で確認できる労働時間				
		日数	時間	時給	金額	備考
会員BY	11月	3	17	900	15,300	
	12月	9	58	900	52,200	
		2	6	900	5,400	
		4	18	900	16,200	
		1月	10	64	1,000	64,000
	2月	6	33	1,000	33,000	
		1	7	1,000	7,000	
		6	42	1,000	42,000	
		計	41	245		235,100
会員GL	11月	4	28	900	25,200	
	12月	6	39	900	35,100	
		3	22	900	19,800	
		1月	5	35	1,000	35,000
	2月	9	61	1,000	61,000	
		計	27	185		176,100
		会員EP	8	38	1,000	38,000
	2月	計	8	38		38,000
		会員BO	12月	5	29	900
		計	5	29		26,100
会員DY	12月	1	3.5	900	3,150	
		2	9	900	8,100	
		2	4.5	1,000	4,500	
		計	5	17		15,750
会員EG	1月	3	21	1,200	25,200	
	2月	6	42	1,200	50,400	
		2	11	1,000	11,000	
		計	11	74		86,600
会員BH	11月	4	28	900	25,200	
	12月	6	39	900	35,100	
		1月	7	49	1,000	49,000
		2月	4	28	1,000	28,000
			1	7	1,000	7,000
	計	22	151		144,300	
会員FR	12月	8	55	900	49,500	
		4	28.5	900	25,650	
		1月	8	54.5	1,000	54,500
						対象外: 22.5h水門
	2月	7	49	1,000	49,000	
		3	20	1,000	20,000	
		2	14	1,000	14,000	
	計	32	221		212,650	

H22 逆川清掃事業

契約期間: 平成22年11月22日から平成23年3月22日まで

氏名		就業報告書で確認できる労働時間				
		日数	時間	時給	金額	備考
会員DS	1月	3	21	1,200	25,200	
	2月	6	42	1,200	50,400	
	計	9	63		75,600	
会員BF	11月	4	28	900	25,200	
	12月	6	39	900	35,100	
	1月	7	49	1,000	49,000	
	2月	3	21	1,000	21,000	
		1	3	1,000	3,000	
	計	21	140		133,300	
会員AD	12月	8	56.5	900	50,850	
		4	28.5	900	25,650	
	1月	11	77	1,000	77,000	
	計	23	162		153,500	
会員GN	1月	3	21	1,200	25,200	
	2月	6	42	1,200	50,400	
	計	9	63		75,600	
会員FX	1月	3	21	1,200	25,200	
	2月	1	7	1,000	7,000	
		6	42	1,200	50,400	
	計	10	70		82,600	
	11月	4	28	900	25,200	
会員AJ	12月	6	39	900	35,100	
	1月	6	42	1,000	42,000	
	2月	4	28	1,000	28,000	
		1	7	1,000	7,000	
	計	21	144		137,300	
会員DR	2月	3	17.5	1,000	17,500	
	計	3	17.5		17,500	
会員EM	2月	4	25	1,000	25,000	
	3月					
	計	4	25		25,000	

H23 逆川清掃事業

契約期間: 平成23年11月24日から平成24年3月23日まで

氏名		就業報告書で確認できる労働時間				
		日数	時間	時給	金額	備考
会員BC	1月	1	4.25	900	3,825	
	2月	1	3.5	900	3,150	
	3月	6	35	1,000	35,000	
	計	8	42.75		41,975	
会員EJ	1月	1	4.25	900	3,825	
	2月	1	3.5	900	3,150	
	3月	5	30	1000	30,000	
	計	7	37.75		36,975	
会員GB	2月	3	15	1000	15,000	
	3月	13	94.5	1000	94,500	
	計	16	109.5		109,500	
会員CB	2月	4	21	1000	21,000	
	3月	10	64.5	1000	64,500	
	計	14	85.5		85,500	
会員GE	2月	6	26.5	1000	26,500	
	3月	9	47.5	1000	47,500	
	計	15	74		74,000	
会員BR	2月	5	35	1000	35,000	
	3月	11	78.5	1000	78,500	
	計	16	113.5		113,500	
会員BI	12月	4	25	900	22,500	
	計	4	25		22,500	
会員BA	2月	3	16.5	1000	16,500	
	3月	10	64.5	1000	64,500	
	計	13	81		81,000	
会員AI	2月	6	36	1000	36,000	
	3月	13	96	1000	96,000	
	計	19	132		132,000	
会員ED	12月	7	44	900	39,600	
	1月	4	29	1000	29,000	
	2月	1	4	900	3,600	
	3月	6	30.5	1000	30,500	
	計	18	107.5		102,700	
会員DN	12月	6	39	900	35,100	
	2月	6	42	1000	42,000	
	3月	12	86.5	1000	86,500	
	計	24	167.5		163,600	

H23 逆川清掃事業

契約期間: 平成23年11月24日から平成24年3月23日まで

氏名		就業報告書で確認できる労働時間				
		日数	時間	時給	金額	備考
会員EB	12月	6	39	900	35,100	
	2月	6	42	1000	42,000	
	3月	12	88	1000	88,000	
	計	24	169		165,100	
会員EW	3月	6	34	1000	34,000	
	計	6	34		34,000	
会員AW	12月	5	35	900	31,500	
	1月	6	35.5	1000	35,500	
	2月	5	35	1000	35,000	
	3月	12	82.5	1000	82,500	
	計	28	188		184,500	
会員DE	12月	3	21	900	18,900	
	1月	7	39.5	1000	39,500	
	計	10	60.5		58,400	
会員DL	1月	2	12	1000	12,000	
	2月	3	21	1000	21,000	
	3月	2	13.5	1000	13,500	
	計	7	46.5		46,500	
会員BK	2月	6	42	1000	42,000	
	3月	13	94.5	1000	94,500	
	計	19	136.5		136,500	
会員AA	12月	4	25	900	22,500	
	1月	1	4	1000	4,000	
		2	12	1200	14,400	
	2月	4	28	1200	33,600	
	3月	3	20	1200	24,000	
	計	14	89		98,500	
会員AM	12月	4	25	900	22,500	
	1月	2	12	1000	12,000	
	計	6	37		34,500	
会員AV	11月					
	12月	4	25	900	22,500	
	計	4	25		22,500	
会員CZ	2月	1	5	1000	5,000	対象外:シルバー説明会24日
	計	1	5		5,000	
会員EG	12月	4	26	900	23,400	
	1月	1	4	1000	4,000	
		2	12	1200	14,400	
	2月	4	28	1200	33,600	
	3月	3	20	1200	24,000	
	計	14	90		99,400	

H23 逆川清掃事業

契約期間: 平成23年11月24日から平成24年3月23日まで

氏名		就業報告書で確認できる労働時間				
		日数	時間	時給	金額	備考
会員CG	12月	5	30	900	27,000	
	計	5	30		27,000	
会員BM	12月	4	25	900	22,500	
	計	4	25		22,500	
会員BF	11月	1	4	900	3,600	
	12月	1	7.5	900	6,750	
		1	7	900	6,300	
		3.5	25	900	22,500	
		5.5	35	900	31,500	
	1月	1	4	1000	4,000	
	計	13	82.5		74,650	
会員GN	1月	2	12	1200	14,400	
	計	2	12		14,400	
会員AY	2月	3	21	1000	21,000	
	計	3	21		21,000	
会員FX	1月	2	12	1200	14,400	
	計	2	12		14,400	
会員AJ	11月	1	4	900	3,600	
	12月	1	7.5	900	6,750	
		1	7	900	6,300	
		3.5	25	900	22,500	
		5.5	35	900	31,500	
	1月	1	4	1000	4,000	
	計	13	82.5		74,650	
会員CI	12月	3	18	900	16,200	
	計	3	18		16,200	
会員AC	12月	2	12	1000	12,000	
	計	2	12		12,000	
会員DW	12月	2	7	900	6,300	
	1月	1	2	1000	2,000	
	計	3	9		8,300	
会員DY	1月	1	4	1000	4,000	
	計	1	4		4,000	